# 海老名市社会福祉法人運営の手引

平 成 ２５ 年 ４ 月

海　老　名　市

# 目　次

＜要綱等＞

海老名市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱 ..... 1

海老名市社会福祉法人審査会設置要綱 ..... 9

海老名市社会福祉法人指導監査実施要綱 ..... 11

海老名市社会福祉法人の指導監査結果等の公開に係る事務要領 ..... 15

＜本編＞

はじめに－社会福祉法人制度の概要 ..... 20

１　社会福祉法人とは ..... 20

２　海老名市内の社会福祉法人数 ..... 20

第１章　社会福祉法人の運営と管理 ..... 21

第１節　事　業 ..... 21

１　社会福祉事業 ..... 21

(1)　第一種社会福祉事業 ..... 21

(2)　第二種社会福祉事業 ..... 22

(3)　社会福祉法の適用除外 ..... 23

２　福祉サービスの提供体制 ..... 23

３　公益事業及び収益状況 ..... 24

(1)　公益事業 ..... 24

(2)　収益事業 ..... 24

(3)　収益事業収益の充当先 ..... 25

第２節　設　立 ..... 25

１　定款の作成 ..... 25

２　定款の記載事項 ..... 26

(1)　必要的記載事項 ..... 26

(2)　任意的記載事項……27
３　登　記……27
第３節　資　産……28
１　概　説……28
(1)　基本財産……28
(2)　運用財産……29
(3)　公益事業用財産及び収益事業用財産……29
２　社会福祉施設の経営を行う社会福祉法人の設立に必要な資産……29
３　社会福祉施設の経営を行わない社会福祉法人の設立に必要な資産……30
４　資産の管理……30
(1)　基本財産……30
(2)　運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産……30
５　残余財産の帰属……31
第４節　機　関……31
１　理　事……31
(1)　定　数……31
(2)　選　任……31
(3)　任　期……32
(4)　親族等の人数の制限……32
(5)　欠格事項……33
(6)　欠員補充……34
(7)　理事の権限……34
(8)　解　任……34
２　理事会……34
(1)　理事会の成立……35

(2)　理事会の議決 ..... 35
(3)　議事録 ..... 35
３　監　事 ..... 36
(1)　定　数 ..... 36
(2)　選　任 ..... 36
(3)　職　務 ..... 37
４　評議員会 ..... 38
(1)　組　織 ..... 38
(2)　評議員の委嘱 ..... 38
(3)　評議員の任期 ..... 39
(4)　評議員会の権限 ..... 39
(5)　評議員会の成立 ..... 39
(6)　評議員会の議決 ..... 39
(7)　議事録 ..... 40
第５節　情報の公開と苦情の解決 ..... 40
１　財務諸表等の開示 ..... 40
２　サービス情報の提供 ..... 40
３　苦情の解決 ..... 41
第６節　社会福祉法人に対する監督 ..... 41
１　所轄庁 ..... 41
２　一般的監督 ..... 42
３　助成に伴う監督 ..... 43
４　事業に伴う監督 ..... 43
第２章　各種申請等の事務手続 ..... 44
第１節　設立認可申請 ..... 44

１　概　説……44
２　設立等に関する事務手続……44
(1)　施設を経営する場合……44
(2)　施設経営を行わない場合……45
３　設立認可申請に必要な書類……45
４　設立認可後の事務手続……48
(1)　法人の設立登記……48
(2)　役員及び評議員の選任……48
(3)　財産移転報告書……48
(4)　定款変更届の提出……48
第２節　役員等就任報告及び財産移転報告……49
１　役員等就任報告……49
(1)　概　説……49
(2)　報告に必要な書類……50
２　財産移転報告……50
(1)　概　説……50
(2)　報告に必要な書類……50
第３節　定款変更認可申請……51
１　概　説……51
２　申請の手続……51
(1)　提出書類……51
(2)　提出部数……51
第４節　定款変更届……54
１　概　説……54
２　届出に必要な書類……54

(1)　提出書類……54
(2)　提出部数……54
第５節　基本財産処分承認申請……56
１　概　説……56
２　承認を受けるべき事項……56
３　申請に必要な書類……56
(1)　提出書類……56
(2)　提出部数……56
４　処分後の手続……58
第６節　基本財産担保提供承認申請……58
１　概　説……58
２　担保提供が認められる範囲……58
３　申請に必要な書類……58
(1)　提出書類……58
(2)　提出部数……59
第７節　理事長変更届……61
１　概　説……61
２　届出に必要な書類……61
(1)　提出書類……61
(2)　提出部数……61
第３章　社会福祉法人の解散と合併……62
第１節　概　説……62
第２節　解　散……62
１　解散の事由……62
２　解散の手続……62

(1)　解散の認可又は認定 ..... 62
(2)　解散の認可又は認定の申請手続 ..... 63
(3)　届出すべき場合 ..... 63
(4)　解散の登記 ..... 63
第３節　清　算 ..... 64
第４節　合　併 ..... 64
１　合併の手続 ..... 64
(1)　提出書類 ..... 64
(2)　提出部数 ..... 65
２　合併の時期 ..... 65
３　合併の効果 ..... 65
＜資料＞
社会福祉法人の設立及び運営に関する法令、通知集 ..... 66
定款準則　社会福祉法人定款例 ..... 80
Ｑ＆Ａ ..... 96

# 海老名市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、関係法令等に規定するもののほか、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（設立準備委員会）

第２条　法人を設立しようとするときは、法人を設立しようとする者の全員が設立準備委員（以下「委員」という。）となり、社会福祉法人設立準備委員会（以下「設立準備委員会」という。）を発足させ、法人認可に係る事務を執り進めるものとする。この場合において、委員は法人設立当初の役員予定者が全員含まれていなければならない。

２　設立準備委員会には、委員の互選により選任された代表者（以下「設立代表者」という。）を置く。

３　設立準備委員会の運営、資金管理等については、特定の者のみによって行うことなく、委員全員により的確に行うよう配慮し、議事録等を整備しなければならない。

４　設立準備委員会においては、金融機関に設立準備委員会の代表者名義の預金口座を設け、法人設立認可までの間における資金の受払いは、全て当該預金口座を通して行わなければならない。

（調書等の提出）

第３条　設立代表者は、施設整備を伴う法人を設立しようとする場合において、法人を設立しようとする年度の前々年度の１月末日までに、社会福祉法人設立準備委員会調書及び役員予定者調書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　委員の履歴書の写し、身分証明書及び印鑑登録証明書

（２）　設立当初に寄附金が予定されている場合には、寄附を予定している者（以下「寄附予定者」という。）との贈与契約書の写し、印鑑登録証明書、預金残高

証明書、所得証明書及び資産申立書

（３）　設立当初に不動産の寄附が予定されている場合には、寄附予定者との贈与契約書の写し、印鑑登録証明書、資産申立書、所有権移転登記確約書の写し及び当該不動産の登記事項証明書

（４）　借入金の償還金に対する寄附が予定されている場合には、寄附予定者との償還金贈与契約書の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、納税証明書及び資産申立書

（社会福祉法人設立計画の提出等）

第４条　設立代表者は、施設整備を伴う法人を設立しようとする場合において、法人を設立しようとする年度の前年度の６月末日までに、社会福祉法人設立計画書、役員予定者調書及び福祉医療機構等借入金に対する償還計画調書を、市長に提出しなければならない。

２　設立代表者は、施設整備を伴わない法人を設立しようとする場合において、社会福祉法人設立認可申請を行う日の３月前までに、前項に規定する書類に前条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

３　設立代表者は、前２項の規定により提出した書類の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（社会福祉法人設立認可の申請）

第５条　設立代表者は、社会福祉法人設立認可申請をするときは、法人の設立予定日の３月前までに、社会福祉法人設立認可申請書に市長が別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、申請に当たっては次に掲げる事項に留意する。

（１）　法人の設立及び社会福祉施設の整備等に際して、寄附金が予定されている場合は、原則として連帯保証人を立てなければならない。ただし、寄附金額が100万円以下であり、当該寄附金が認可申請時において既に履行されている等の事情があるときは、この限りでない。

（２）　寄附金、不動産の寄附又は借入金の償還金に対する寄附が予定されている場

合において、書面による贈与契約を締結するときは、寄附予定者及び連帯保証人の印鑑登録証明書等を添付しなければならない。

（３）　寄附予定者のほか、連帯保証人の所得能力、営業成績、資産状況等についても、所得証明書、納税証明書、預金残高証明書（現在高を証明する基準年月日が全て同一であることを要する。）、資産証明書、資産申立書等により明らかにしなければならない。

（４）　法人の設立及び社会福祉施設の整備等に際して、不動産の寄附が予定されている場合は、書面による贈与契約を締結しなければならない。この場合において、当該不動産は、所有権が寄附予定者に帰属しており、かつ、抵当権、地上権等が設定されていないものでなければならない。

（５）　寄附予定者及び連帯保証人の間で、相互に保証し合うことはできない。

（６）　法人は、常に財政基盤全般について点検を行うとともに、社会福祉施設の整備等に当たっては、確実な資金計画、償還計画の下に整備等を実施し、贈与契約が履行されていないものについては、当該贈与契約当事者及び連帯保証人に対して、その履行を強く要請し、贈与契約の実行に努めるものとする。

（７）　法人の定款については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条の規定に基づく国税庁長官による贈与者への免税の承認が円滑になされるよう、社会福祉法人の認可について（平成12年12月１日付け社会・援護局長等連名通知）別紙２の社会福祉法人定款準則に準拠するものとする。

（８）　法人及び社会福祉施設の名称については、神奈川県内における既存の法人及び施設と同一又は類似の名称とならないよう努めなければならない。

２　市長に申請する社会福祉法人設立認可申請書及び市長が別に定める書類は、正本及び副本各１通とする。

（資金の管理状況の点検）

第６条　設立代表者は、第５条第１項の規定による申請をした後に、市長から資金の管理状況が明らかとなる書類の提出を求められたときは、設立準備委員会の代表者名義の預金通帳の写し、契約書の写し、領収書の写し等を市長に提出しなければな

らない。

２　市長は、前項に規定する資金の管理状況を点検する場合は、次に掲げる事項について、特に注意して行うものとする。この場合において、資金の管理状況は社会福祉法人設立認可の判断の１つとするので、事務の取扱いに配慮しなければならない。

（１）　預金通帳は、入金先及び支払先が明記されていること又は収支内訳説明書が添付されていること。

（２）　支出されたものについては全て領収書が整備されており、原則10万円以上のものについては、契約書、請書等が整備されていること。

（３）　直接工事費等事業費以外に支出されたものについては、その使途が適正であること。

（認可後に必要な手続）

第７条　法第31条の規定により認可を受けた者は、当該認可後に別表に定める手続を適正に行うものとする。この場合において、当該手続は法人が実施する事業を認可するための判断の１つとするので、事務の取扱いに配慮しなければならない。

（法人の資産）

第８条　法人は、基本財産の処分又は担保提供を行う場合には、市長の承認を受けなければならない。

２　法人は、前項の承認を受けようとするときは、基本財産の処分にあっては基本財産処分承認申請書により、担保提供にあっては基本財産担保提供承認申請書により、市長に申請しなければならない。

３　法人は、基本財産に根抵当権を設定してはならない。

（法人の役員）

第９条　法人の役員は、人格、識見に優れ、社会福祉事業について、理解と熱意を持つ者でなければならない。

２　役員の選任に当たっては、健康状態の著しく悪い者、兼職の多い者、法人の事務所又は経営する施設から遠隔地に在住する者その他法人の運営に支障をきたすおそ

れのある者で、かつ、実際に法人運営に参画できないと認められる者を選任しないよう努めなければならない。

（理事及び理事会）

第１０条　法人運営の基本事項は、全て理事会において十分審議し決定されるものであり、かつ、理事は積極的に運営に参画すべきものであるので、理事会の運営が形式的に流れることなく、必要な都度、適正に開催するものとする。

２　理事長又は代表権を有する理事が交代したときは、交代のあった日後１月以内に理事長変更届により、市長に届け出なければならない。

（監事）

第１１条　監事は、四半期ごとに１回財務及び理事の業務執行状況等について監査を実施するよう努めなければならない。

（評議員会）

第１２条　法人が評議員会を置いた場合において、当該評議員会への出席は、原則として委任状による出席を認めない。

（役員の選任）

第１３条　理事長、常勤の理事、施設長、事務長等法人及び施設を管理、運営する上で要職にある者のうちには、相互に３親等以内の親族が役員に含まれないよう、努めなければならない。

２　施設長が他の施設の長を兼任することは、原則として認めないものとする。

（事業報告書等の提出）

第１４条　法人は、毎年度終了後３月以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）　事業報告書

（２）　財産目録

（３）　賃借対照表

（４）　収支計算書

（５）　翌年度の事業計画書

（６）　翌年度の収支予算書

（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

別表（第７条関係）

## 社会福祉法人設立認可後の手続

| 手続事項 | 手続の相手方 | 手続の期限 | 説　　明 | 提出書類 | 関係法令等 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| １　社会福祉法人設立登記 | 法人の事務所所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所 | 設立認可書受理後２週間以内 | （１）社会福祉法人は、登記により成立する。<br>（２）定款の附則で定める役員が、法人の設立当初の役員となる。<br>（３）代表権を有する理事(理事長)のみが登記される。 | | ・社会福祉法第28条第34条<br>・組合等登記令第２条 | |
| ２　役員の選任等 | （法人の内部手続） | 法人設立後遅滞なく | （１）定款の附則に定めるところにより、定款の定めに従って、理事会(及び評議員会)を開催し、役員（理事及び監事）並びに代表権を有する理事（理事長）を選任すること。<br>（２）役員の任期は、定款附則において特別の規定がない限り、この選任の時から２年間となること。<br>（３）各理事及び監事は、就任承諾書及び履歴書を提出し、その後、理事長から各理事に委嘱状を交付すること。 | | ・定款 | ・本理事会において、手続事項の３以下を行うのに必要な議決を併せて行えば、この後の手続がスムーズに行える。 |
| ３　代表権を有する理事（理事長）の登記 | 法人の事務所所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所 | 選任後２週間以内 | 代表権を有する理事(理事長)は、改めて登記しなければならない。<br>・再任の場合は、重任登記<br>・新任の場合は、就任登記 | | ・組合等登記令第３条 | |
| ４　役員選任報告書の提出 | 市長 | 役員選任後遅滞なく | ２において選任された役員について報告すること。 | 様式１１参照 | ・本要綱 | ・４及び５の提出については、原則として、同時に提出すること。<br>・４の報告書に添付する法人登記事項証明書は、重任（就任）登記後のもの。 |
| ５　財産の移転及び財産移転報告書の提出 | 市長 | 財産の移転については、法人設立後遅滞なく<br>財産移転報告は、財産の移転終了後１箇月以内 | 設立認可申請書に添付した財産目録記載の財産は、法人認可後法人の所有となるものであるから、速やかに現金、不動産等の贈与を受けるなど財産の移転を行うこと。<br>（認可前に設立準備委員会で寄附金の寄託を受けている場合は、これを法人の財産に移転することとなり、領収書は法人から各寄附者に発行することとなる。） | 様式１３参照 | ・社会福祉法施行規則第２条第４項 | |
| ６　定款変更届 | 市長 | 建物の登記後遅滞なく（１か月以内） | 建物（施設）を基本財産に編入するため、基本財産の増加に係る定款変更届を行うこと。（当該建物についても、不動産使用証明を受けることができる。） | 様式１５参照 | ・社会福祉法第43条第３項 | |

# 海老名市社会福祉法人審査会設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立認可等の審査をするため、海老名市社会福祉法人審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審査会は、次に掲げる事項を審査する。

（１）　法人の設立認可に関すること。

（２）　法人の運営に関すること。

（３）　その他会長が特に必要と認めたこと。

（組織）

第３条　審査会は、次に掲げる職にある者を委員とし、当該委員をもって組織する。

（１）　保健福祉部長

（２）　保健福祉部次長（福祉担当）

（３）　福祉総務課長

（４）　子育て支援課長

（５）　障がい福祉課長

（６）　高齢介護課長

（７）　施設管理課長

（８）　農政課長

（９）　都市計画課長

（会長及び副会長）

第４条　審査会に、会長及び副会長を置く。

２　会長には保健福祉部長を、副会長には保健福祉部次長（福祉担当）をもって充てる。

３　会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

（会議）

第５条　会長は、法人設立計画書の提出があった日から３月以内又は特に必要と認めたときは、審査会を招集する。

２　審査会の議事は、委員の協議により決するものとする。

３　委員は、やむを得ず会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

４　会長は、必要があると認めたときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第６条　審査会の庶務は、事業所管課の協力を得て、福祉総務課において処理する。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

# 海老名市社会福祉法人指導監査実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条の規定に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）に対して実施する業務及び財産の状況の検査（以下「指導監査」という。）に関し必要な事項を定め、統一的かつ効率的な指導監査を行い、法人の適正で円滑な運営及び社会福祉事業の経営を確保することにより、福祉サービス利用者の利益を確保することを目的とする。

（基本方針）

第２条　指導監査は、法人の運営状況等について調査し、又は検査し、国又は県の通知に基づく指導事項について、本市における法人の運営の実情を踏まえて実施するものとする。

２　市長は、指導監査の実施に当たっては、画一的、形式的に陥ることのないよう配慮し、単に問題の指摘にとどまることなく総合的評価に努め、運営水準の向上のため必要に応じ助言、指導等を行うものとする。

３　市長は、指導監査をより効果的かつ効率的に実施するため、国が定める監査の主眼事項（重点事項）及び前年度における指導監査結果の問題点等を十分に考慮して、毎年度当初に、指導監査に係る指導監査実施方針及び指導監査重点事項を定めるとともに、実施計画を策定するものとする。

４　市長は、実施計画の策定に当たっては、指導監査対象に係る情報交換を密にするなど、事業主管課と十分な連携をとるものとする。

５　市長は、実施計画の内容について必要に応じて見直すことができる。

（指導監査の対象）

第３条　指導監査の対象は、法第30条第１項第１号の規定により市長の所轄となる法人とする。

（指導監査の実施）

第４条　指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

２　一般指導監査は、定期指導監査及び臨時指導監査とする。

３　市長は、第２条第３項の実施計画に基づき、法人本部の運営など当該法人が実施する社会福祉事業等について、特に大きな問題が認められない場合には、原則として、２年に１回実地により定期指導監査を実施する。

４　市長は、法人の運営等に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等で問題が発生するおそれがあると認められる場合には、臨時指導監査を随時実施する。

５　市長は、運営等に重大な問題を有する法人を主な対象として、特別指導監査を随時実施する。

６　市長は、指導監査において重大な問題が認められた法人及び不祥事の発生した法人に対し、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施するものとする。

７　臨時指導監査及び特別指導監査の実施時期、実施方法、実施内容等については、その都度市長が定める。

（指導監査の留意点）

第５条　市長は、指導監査を公正不偏かつ指導援助的態度で実施し、努めて代表者等の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとする。

２　指導監査の過程においては、相互信頼を基礎として十分に意見の交換を行い、指導監査が適正かつ円滑になされるよう留意するものとする。

（定期指導監査の実施方法）

第６条　市長は、指導監査対象法人の運営状況をあらかじめ把握するため、事前に当該法人に対し別に定める監査資料の提出を求めることができる。

２　市長は、指導監査対象法人の運営等について、代表者等から説明を聞き取り、必要に応じて帳簿及び書類を実地により確認するほか、監査資料に基づいて実施するものとする。

３　市長は、指導監査の実施に当たっては、必要に応じて関係行政機関に対して必要事項の照会及び調査を行うことができる。

４　市長は、実地で行う定期指導監査（以下「実地定期指導監査」という。）の実施に当たっては、原則として実施の日の１月前までに監査の対象、実施日時等を、法人の代表者に通知するものとする。

５　実地定期指導監査は、法人の事務所において実施するものとする。ただし、必要に応じて、それ以外の方法等により実施することができるものとする。

６　実地定期指導監査は、複数の職員をもって実施するものとする。

（事業主管課への協力要請）

第７条　指導監査を主管する課は、指導監査が行われる際に、事業主管課に対し協力を求めることができる。

（実地定期指導監査結果の処理）

第８条　実地定期指導監査の担当者は、実地定期指導監査終了後、現地において関係役職員の出席を求めて監査結果の講評を行うものとする。

２　実地定期指導監査の担当者は、速やかに監査結果の復命書及び監査結果通知案を作成し、指導監査を主管する課等の長の決裁を受けるものとする。ただし、社会的に影響を及ぼす事案等については、指導監査を主管する課が属する部の長の決裁とする。

３　実地定期指導監査において指摘する事項は、別に定める監査の指導基準を参考とし、当該指導監査を受ける法人の実態に即して、あらかじめ市長が別に定めるものとする。

４　市長は、実地定期指導監査を受けた法人に対して指摘した改善等を要する事項について、当該法人の代表者に改善結果（計画）の報告期日を定めて通知するものとする。

５　市長は、実地定期指導監査を受けた法人に対して指摘した改善等を要する事項について、当該法人の代表者に理事会又は運営委員会で報告させるとともに、特に指定した事項については、当該法人の理事会又は運営委員会で改善又は是正を検討させなければならない。

６　市長は、第４項の改善結果（計画）を報告させるに当たっては、次に掲げる書類

の提出を求めなければならない。

（１）　前項の規定により改善等を要する事項についての報告を行った理事会又は運営委員会の議事録の写し及び同項の規定により特に指定した事項についての改善若しくは是正の検討を行った理事会又は運営委員会の議事録の写し

（２）　その他市長が必要と認める書類

（指導監査結果等の公開）

第９条　法人に対する指導監査の結果等については、本市のホームページに公開するものとする。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、指導監査について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

# 海老名市社会福祉法人の指導監査結果等の公開に係る事務要領

（趣旨）

第１条　この要領は、海老名市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年４月１日制定）第９条の規定に基づき、本市が実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）に係る指導監査の結果等の公開について、必要な事項を定める。

（公開の目的）

第２条　市民サービスの向上や市民の視点に立った公平性、透明性の高い市政を推進するとともに、福祉サービス等を利用しようとする者が福祉サービスを提供する事業者に関する情報を容易に得られることにより福祉サービスの選択に資すること及び法人の運営状況を公開することにより、当該法人の健全な運営を促すことを目的とする。

（公開する情報）

第３条　公開する情報は、次のとおりとする。

（１）　社会福祉法人の概要

ア　法人の名称

イ　法人の主たる事務所の所在地

（２）　指導監査の概略

ア　実施年月日

イ　実施区分

ウ　文書指摘の内容

エ　改善状況

２　前項第２号に掲げる事項のうち、「実施区分」は定期指導監査、臨時指導監査又は特別指導監査の別、「文書指摘の内容」は指導監査結果通知書において通知した文書指摘事項（以下、「指摘」という。）の概略、「改善状況」は指摘に対する改善状況を掲載する。

（公開の時期）

第４条　公開の時期は、次のとおりとする。

（１）　前条第１項第１号に掲げる事項は、当該年度の４月１日現在の情報を当該年度の10月１日を目途に公開する。

（２）　前条第１項第２号に掲げる事項は、当該年度の３月末日までの情報を翌事業年度の10月１日を目途に公開する。

２　前項の情報は３か年度分掲載する。

（公開の方法）

第５条　公開は、市のホームページに掲載することにより行う。

（公開に際する事務処理）

第６条　法人から指摘に対する改善報告を受領した後に、公開する情報を指導監査等報告書（第１号様式）に取りまとめ（以下「公開情報」という。）、法人に送付する。

２　法人は、公開情報の内容が事実に比して過大な表現であるため閲覧者に誤解を招くおそれがあるなど異議がある場合には、公開情報が到達した日から60日以内に指導監査を主管する課（以下「主管課」という。）にその旨を文書で申し出ることができる。

３　主管課は、前項の申出があった場合には、速やかに訂正の必要性について審査を行い、その結果を法人に通知した上で公開しなければならない。

（改善状況の取扱い）

第７条　指摘に対する改善状況は、法人から提出される指導監査結果の改善報告書に基づき「改善済」、「改善中」又は「未改善」と指導監査等報告書の「改善状況」欄に掲載する。

２　前項の「改善済」とは指摘に対する改善が完了したことをいい、「改善中」とは指摘に対する改善に着手している場合又は着手することを明確に意思表示している場合をいい、「未改善」とは指摘に対する改善の意思がない又は正当な理由なく報告期限を過ぎても改善報告書を提出しないことをいう。

３　改善状況に変更があった場合、法人は改善状況変更報告書(第２号様式)により主管課に報告するものとする。

４　主管課は、前項の報告を受けた場合は、速やかに報告の内容を確認し、必要に応じて公開情報を修正しなければならない。

（その他の情報公開項目）

第８条　第３条第１項各号の情報のほかに、次の事項を市のホームページに公開する。

（１）　海老名市社会福祉法人指導監査実施要綱

（２）　海老名市社会福祉法人の指導監査結果等の公開に係る実施要領

（３）　指導監査実施方針及び指導監査重点事項

（４）　指導監査実施計画

（非公開情報の取扱い）

第９条　海老名市情報公開条例(平成14年条例第32号)第７条に規定する非公開情報に該当する情報は、公開しない。

（その他）

第１０条　この要領に定めのない事項については、別に定める。

附　則

この要領は、平成25年４月１日から施行する。

この要領は、令和５年７月１日から施行する。

第１号様式（第６条関係）

# 指　導　監　査　等　報　告　書

## １　社会福祉法人の概要

| | |
|---|---|
| 法　　人　　名　　称 | |
| 所　　在　　地 | |

## ２　指導監査の概略

| | | | |
|---|---|---|---|
| 実施年月日 | | 実施区分 | |
| 文　書　指　摘　の　内　容 | | | 改　善　状　況 |
| | | | |

第２号様式（第７条関係）

年　　月　　日

# 改　善　状　況　変　更　報　告　書

主たる事務所の所在地

法人名称

（ふりがな）

代表者の氏名　　印

年　月　日付で報告した改善措置の状況について、次のとおり改善が完了していますので、報告します。

| 指　摘　事　業 | 改善完了の状況（完了日、手段など） |
|---|---|
| | |

# はじめに－社会福祉法人制度の概要

## １　社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号。以下「法」という。）第２２条の定めるところにより設立された法人です。

ここで言う社会福祉事業とは、法第２条により規定されている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業であり、広い意味で社会福祉を目的とする事業と言われているものであっても、これらの事業以外は含まれません。したがって、法第２条に定める事業を本来の目的としなければ、社会福祉法人としては認められません。

社会福祉法人制度は、民間社会福祉事業の公共性と純粋性を確立するために、一般社団法人又は一般財団法人とは異なった組織の特別法人を創設しようとするものであり、社会福祉法人以外のものは、その名称に「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならないと規定され、名称の保護が図られています（法第２３条及び第１３条）。

また、社会福祉法人が事業を行うに当たっての「経営の原則」が定められており、社会福祉法人は、社会福祉事業の主な担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上、事業経営の透明性の確保を図ることが求められています（法第２４条）。

## ２　海老名市内の社会福祉法人数

| | | |
|---|---|---|
| 法　人　数 | 海老名市所管 | 7　法人 |

注　平成 25 年４月１日現在

# 第１章　社会福祉法人の運営と管理

## 第１節　事　業

社会福祉法人は、法第２条に定める社会福祉事業のほか、法第２６条により公益事業又は収益事業を行うことができます。

なお、社会福祉法人が行う事業については、特段の定めのあるものを除き、定款において規定しなければなりません。

### １　社会福祉事業

社会福祉事業の範囲は法第２条に列挙され、また、利用者に対する影響の度合いから、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分類されています。

#### (1) 第一種社会福祉事業

第一種社会福祉事業は、主に利用者が入所することにより生活の大部分をその中で営む施設を経営する事業をいいます。

したがって、第一種社会福祉事業は、個人の人権に影響するところが大きく、弊害を伴うおそれがあることから、原則として国、地方公共団体及び社会福祉法人に限り経営できることとされ、経営主体に制限が設けられています（ 法第６０条、第６１条、第６２条及び第６７条)。

（参考）法第２条

２　次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

(1) 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に規定する救護施設、更生施設その他　生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

(2) 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

(3) 老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に規定する障害者支援施設を経営する事業

(5) 売春防止法（昭和３１年法律第１１８号）に規定する婦人保護施設を経営する事業

(6) 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

### (2) 第二種社会福祉事業

第二種社会福祉事業は、その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであって、個人の人権に及ぼす影響のおそれが比較的少ないものであり、その経営の主体については、特に制限が設けられていません。（法第６９条）

（参考）法第２条

３　次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

(1) 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

(2) 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

(3) 母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を経営する事業

(4) 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

(4 の 2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

(5) 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

(6) 知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

(7) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

(8) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

(9) 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業

(10) 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行

うものをいう。）

(11) 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

(12) 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

### (3) 社会福祉法の適用除外

法第２条第４項において、社会福祉事業と内容を同じくするものではあっても、法の上では社会福祉事業としては取り扱わないものが規定されています。

（参考）法第２条

４　この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

(1) 更生保護事業法（平成７年法律第８６号）に規定する更生保護事業

(2) 実施期間が６月（前項第１３号に掲げる事業にあつては、３月）を超えない事業

(3) 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの

(4) 第２項各号及び前項第１号から第９号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては５人、その他のものにあつては２０人（政令で定めるものにあつては、１０人）に満たないもの

(5) 前項第１３号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度５百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度５０に満たないもの

## ２　福祉サービスの提供体制

社会福祉法人等（社会福祉を目的とする事業を経営する者）が福祉サービスを提供するに当たっての基本理念として、個人の尊厳の保持を旨とすること、さらに、その利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないとされています（法第３条）。

また、地域住民等と相互に協力しながら、地域における社会福祉の増進に努めるべき責務があること、さらに、福祉サービスが利用者の意向を尊重して提供され、かつ、保健医療その他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ総合的に提供されるように努めなければならないと規定されています（法第４条、第５条）。

なお、国や地方公共団体が、福祉サービスの適切な利用の促進などの措置を講じなけれ

ばならないことも規定されています（法第６条)。

## ３　公益事業及び収益事業

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、法第２条にいう社会福祉事業のほか、必要に応じて公益事業又は収益事業を行うことができます。

社会福祉法人が公益事業や収益事業を営む場合には、必ず定款に定めた上で資産なども含めて特別会計として処理しなければなりません（法第２６条第２項)。

### (1) 公益事業

公益事業が認められている背景には、法における社会福祉事業は限定列挙となっていることから、関連する広義の社会福祉に係る事業については、社会福祉事業に該当しないため、福祉ニーズの多様化に必ずしも十分に対応できないという事情があります。

したがって、公益事業とは、広義の社会福祉に係る事業と考えられますが、公益事業であっても、税法上は収益事業として取り扱われるケースもありますので注意が必要です。

なお、公益事業の一般的要件としては、次の要件が必要です。

ア　公益を目的とする事業であって、法にいう社会福祉事業以外の事業であること。

イ　当該事業を行うことにより、当該法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

ウ　当該事業は、当該法人が行う社会福祉事業に対し従たる地位にあること。

エ　社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。

オ　公益事業において剰余金が生じたときは、当該法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

また、公益事業の具体例については、本書掲載の「社会福祉法人の設立及び運営に関する法令、通知集」（以下「通知集」という。）第１の２の(6)に記載されています。

### (2)　収益事業

収益事業とは、その収益を社会福祉事業又は公益事業に充てることを目的とする事業をいいます。

収益事業の一般的要件としては、次の要件が必要です。

ア　法人の社会的信用を傷つけるおそれのないものであること、又は投機的なものでないこと。

イ　当該法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

ウ　当該法人が行う社会福祉事業に対し従たる地位にあり、社会福祉事業を超える規模ではないこと。

なお、次のような事業は、結果的に収益が生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はありません。

ア　当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合。例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等

イ　たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

ウ　社会福祉施設等において、もっぱら施設利用者の利便に供するための売店を経営する場合

### (3) 収益事業収益の充当先

社会福祉法人の経営の原則のうち経営基盤の自主的な強化に資する観点から、収益事業の収益については、次に掲げるとおり、社会福祉の増進に密接にかかわる公益事業にも充当できることとされています。

ア　法第２条第４項第４号に規定する事業

イ　介護保険法第８条第１項に規定する居宅サービス事業、同条第１４項に規定する地域密着型サービス事業、若しくは第８条の２第１項に規定する介護予防サービス事業のうち社会福祉事業以外のもの、又は同条第１８項に規定する介護予防支援事業、若しくは第８条第２１項に規定する居宅介護支援事業

ウ　介護保険法第８条第２５項に規定する介護老人保健施設を経営する事業のうち法第２条第３項第１０号に規定する事業（いわゆる無料低額介護老人保健施設事業）以外のもの

エ　社会福祉士及び介護福祉士法第７条第２号若しくは第３号に規定する社会福祉士養成施設及び同法第３９条第１号から第３号までに規定する介護福祉士養成施設を経営する事業

オ　精神保健福祉士法第７条第２号又は第３号に規定する精神保健福祉士養成施設を経営する事業

カ　児童福祉法第１８条の６第１号に規定する指定保育士養成施設を経営する事業

キ　上記アからカまでに掲げる事業に準ずる事業であって厚生労働大臣が定めるもの

## 第２節　設　立

### １　定款の作成

定款は、社会福祉法人のいわば憲法であり、法人は定款に反して行動することはできません。法人は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款を遵守しなければならず、違反したときは所轄庁が解散を命ずることができることになっています（法第５６条)。

定款は、原則として、「社会福祉法人定款準則」に基づき作成することとなります。

なお、社会福祉協議会にあっては「全国社会福祉協議会モデル定款」に準拠してください。

法人の特色、実情等に応じて準則等と相違する規定を設ける場合には、その規定が関係法令、通知等に違反しないようにするとともに、文言についても解釈上疑義を生じるなど運営に支障がないよう十分留意する必要があります。当然ながら、法令に抵触する規定は、その規定に関する限り無効とされます。

社会福祉法人に対してその財産を寄附した者等は、国税庁長官の承認を得ると租税特別措置法第４０条の特例の適用を受けられますので、寄附者に対する配慮として国税庁長官の承認が得られるよう定款を整備する必要があります。（定款準則等は、この承認が得られるよう整備されており、準則中下線部分が国税庁長官の審査部分となっておりますので、これに反した定款では承認は得られません。）

## ２　定款の記載事項

定款に記載する事項には、必要的記載事項と任意的記載事項とがあり、社会福祉法人の場合は、その特殊性から、一般社団法人又は一般財団法人よりも必要的記載事項の範囲が詳細にわたっています。

### (1) 必要的記載事項

法第３１条に定める定款の必要的記載事項は次のとおりです。

ア　目的
イ　名称
ウ　社会福祉事業の種類
エ　事務所の所在地
オ　役員に関する事項
カ　会議に関する事項
キ　資産に関する事項
ク　会計に関する事項
ケ　評議員会を置く場合には、これに関する事項
コ　公益事業を行う場合には、その種類
サ　収益事業を行う場合には、その種類
シ　解散に関する事項
ス　定款の変更に関する事項
セ　公告の方法

なお、設立当初の役員は、定款で定めなければなりません。

評議員会を置かない場合には、ケの評議員会に関する事項は不要です。

また、公益事業又は収益事業を行わない場合には、コの公益事業の種類に関する事項又はサの収益事業の種類に関する事項は不要です。

定款は、前述のように、社会福祉法人を設立しようとする者が定めるわけですが（法第

３１条第１項)、以上の必要的記載事項は、その一つを欠いても定款として成立しませんので、特に注意する必要があります。

### (2) 任意的記載事項

任意的記載事項は、社会福祉法人の設立者が定款に規定することを必要と認める事項、例えば、役員でない総裁、名誉会長、顧問、参与等の職を設ける場合の規定や職員の任免に関する規定、会員を置く場合の規定等です。

法律に規定のある事項、すなわち、役員の欠員補充（法第３７条)、監事の職務（法第４０条)、監事の兼職禁止（法第４１条)、会計（法第４４条)、合併（法第４８条、第４９条）等に関する規定は、必要的記載事項ではありませんが、入念規定として定款に掲げておくことが望ましい事項です。

任意的記載事項であっても、一旦これを定款に記載し認可を受けた以上は、その効力については、必要的記載事項と異ならず、当該規定に関しても定款変更の手続きを要します。

## ３　登　記

社会福祉法人は、設立の認可を所轄庁から受け、設立の登記をすることにより成立します（法第３４条)。

なお、登記しなければならない事項は、次のとおりです。

(1) 目的及び業務
(2) 名称
(3) 事務所の所在場所
(4) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
(5) 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
(6) 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
(7) 資産の総額

また、登記事項に変更が生じたときは、２週間以内に変更の登記を行う必要があります。

ただし、資産の総額の登記は、事業年度終了後２箇月以内に行えば足りるとされています（組合等登記令第３条・６条)。

なお、社会福祉法人の場合は一般財団法人等と異なり、登記される役員は代表権を有する者だけとなっていますが、理事が改選され理事長等代表権者が再任された場合でも、(4)については、変更が生じたこととなり重任登記が必要となるので留意してください。（再任の場合は重任登記、新任の場合は就任登記となります。）

## 第３節　資　産

### １　概　説

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければなりません。

したがって、法人を設立する場合には、その法人が目的とする社会福祉事業を行うのに必要とされる資産を所有する必要があります。

必要とされる資産とは、目的とする事業の種類及び規模により異なりますが、一般的には、その事業を所定の基準に従って運営するのに必要な施設を所有しているか、又はその目的を達成するために使用できる権利（使用権等）が確実に設定されており、かつ、その事業経営に必要な運用資産があるか、又はこれを確実に生み出しうる財源のあることが必要です。

#### (1) 基本財産

社会福祉法人にとって資産は、法人の成立要件であり、法第２５条において「社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない」と規定されています。

法人の持つ資産のうち、基本財産については、その他の財産（運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産）と会計上区分して取り扱うとともに、これを処分し、又は担保に供する場合には市長の承認を受けなければなりません。基本財産は法人存立の基盤となるものであり、その散逸を防止するために厳重な管理が要請されることから、これらを定款上に明記することとされています。

なお、目的遂行上、必要やむを得ない場合に限り市長の承認を得て、これを処分することができることになっていますが、この制限は、売却処分することはもとより抵当権その他の担保権を設定する場合にいても同様に取り扱われます。

ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合及び独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）には、定款に「海老名市長の承認は必要としない。」と規定することができます。

次の財産は、必ず基本財産としなければなりません。

ア　社会福祉施設を経営する法人

法人が経営するすべての施設について、その施設の用に供する不動産

イ　社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）

原則として１億円以上に相当する資産

なお、これ以外の資産であっても、法人が重要と認める資産は基本財産として差し支えありません。

### (2) 運用財産

基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産となります。

運用財産の処分等については特別の制限はありませんが、社会福祉事業の存続要件となるものについては、みだりに処分することはできません。

### (3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業用財産及び収益事業用財産は、それぞれの目的に供される財産であり、社会福祉を目的とする財産と明確に区分して、それぞれの特別の会計として管理しなければなりません（法第２６条第２項)。

ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えありません。

## ２　社会福祉施設の経営を行う社会福祉法人の設立に必要な資産

社会福祉施設を経営する社会福祉法人を設立する場合には、原則として、施設経営を行うのに直接必要なすべての物件について、所有権を有していなければなりません。すなわち、施設経営を行う場合には、土地、建物、設備、備品等が必要となり、これらすべてについて、法人が所有権を有していることが必要となります。

ただし、特別な場合には、これらの資産を国又は地方公共団体からの貸与又は使用許可を受けて使用することもできます。

また、特別養護老人ホーム等の施設を設置する場合は、国の関係通知に定めるところにより取り扱うことができるとされています（通知集第２の１の(2)）。

なお、敷地部分など一部の不動産に限り国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることとしても、差し支えありませが、この場合には、その事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません。この場合の賃借料は極力低額であることが望ましく、法人が長期間にわたって安定的に支払う能力のあることが必要です。

言うまでもありませんが、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与をうけることは、望ましくありません。

さらに、法人の資産として所有する物件のうち、経営するすべての施設について、その施設の用に供する不動産は、基本財産としなければなりません。これらの不動産について、国又は地方公共団体からの貸与又は使用許可を受けている場合で、法人が不動産を所有していない場合には、別に１、０００万円以上に相当する資産を基本財産として有していなければなりません。

このほか、法人設立当初には、運用財産のうちに当該法人の年間事業費の１２分の１に相当する現金、預金等を有していなければなりません。

なお、指定介護老人福祉施設等を新たに開設する場合には、当初の介護保険料の支払いが数箇月先になるため、年間事業費の１２分の２以上に相当する現金、預金等を有していることが望ましいとされています。

## ３　社会福祉施設の経営を行わない社会福祉法人の設立に必要な資産

社会福祉施設を経営しない法人の場合、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあるため、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要です。

したがって、社会福祉施設を経営しない社会福祉法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）を設立する場合は、基本財産として、原則として１億円以上に相当する資産を有していなければなりません。

なお、児童居宅介護等事業などの経営を目的として法人を設立する場合は、国の関係通知に定めるところにより取り扱うことができるとされています（通知集第２の２の(1)のエ)。

## ４　資産の管理

法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）は、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があります。

### (1) 基本財産

基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行うことが必要です。

次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではありません。

① 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

### (2) 運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産

基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっても、安全、確実な方法で行うことが望ましいとされています。

なお、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用は認められていますが、この場合、定款に規定のうえ、株式に換えて保管することをあらかじめ理事会で議決をしなければなりません。さらに子会社の保有のための株式の保有等は認められず、株式の取得は、

公開市場を通してのもの等に限られています。
　また、株式の保有については、通知集第２の３の(4)に注意してください。

### ５　残余財産の帰属

　解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定しなければなりません（法第３１条第３項)。
　なお、定款において帰属者を定めないで解散した場合には、残余財産は国庫に帰属することになります（法第４７条)。

## 第４節　機　関

　社会福祉法人には、役員として理事及び監事をおかなければなりません。
　また、評議員会を設置することができます。

### １　理　事

　理事は、法人の内部事務を処理するとともに、対外的には、法人を代表する役員であり、監事とともに常置必須の機関です。
　定数や選任方法など理事に関する事項は、定款に規定しなければなりません（法第３１条第１項)。

#### (1) 定　数

　理事の数は、法第３６条第１項において３名以上置くこととされていますが、法人運営の適正確保のため、定款準則第５条（備考）において、６名以上の確定数とされています。なお、確定数とは、６名といった決まった数のことですので、６名～８名といった不確定数にすることはできません。

#### (2) 選　任

　理事は、理事総数の３分の２以上の同意を得て、理事長が委嘱することとなっています（定款準則第７条第１項）が、評議員会を設置する場合には、評議員会において、選任することが適当です。
　理事は、社会福祉事業に熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営について確実に職責を果たし得る者でなければなりません。
　したがって、その選任に当たっては、定款等の規定に従うとともに、次の点に留意してください。
ア　社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。

イ　広域法人にあっては、それぞれ施設を設置している当該地域の者を加えることが望ましいこと。

ウ　施設を経営する法人にあっては、施設長等を理事に加えること。

エ　評議員会を設置していない法人にあっては、施設長その他の施設の職員である理事が理事総数の３分の１を超えてはならないこと。

オ　理事として１人以上参加することとされている施設長等は、施設の経営の実態を法人運営に反映させることができる者であれば、必ずしも施設長又は施設の職員に限られるものではないこと。

カ　当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が、理事総数の３分の１を超えないこと。

キ　社会福祉協議会にあっては、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、単位とする地方公共団体の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事に加えること。

なお、関係行政庁の職員が法人の役員になることは、法第６１条に規定する公私分離の観点から適当ではありません。特に、地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長等の役員に就任することは認められません。

ただし、社会福祉協議会及び社会福祉事業団については、この限りでありません。

### (3) 任　期

理事の任期は、特定の理事による専制化や不正行為を防止するため、２年を超えることはできないとされています。ただし、再任は妨げません（法第３６条第２項)。

### (4) 親族等の人数の制限

任期と同様に、特定の役員による専制化や不正行為の防止、さらに、財産保全のために法人を私物化することのないよう、理事には、親族等の人数の制限があります（法第３６条第３項)。

なお、定款準則第５条（備考）(2)では、この趣旨をより徹底するため、次のように理事の数に応じて親族等の人数を制限することとしています。

| （理事定数） | （親族等の人数） |
|---|---|
| ６名～　９名 | １名 |
| １０名～１２名 | ２名 |
| １３名～ | ３名 |

親族等とは、租税特別措置法施行令（昭和３２年政令第４３号）第２５条の１７第３項第１号に規定する親族等をいい、その内容は次のとおりです。

ア　当該役員と親族関係にある者。具体的には、①６親等内の血族、②配偶者、③３親等内の姻族

イ　当該親族関係を有する役員等とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ　当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

エ　イ又はウに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしている者

オ　当該親族関係を有する役員等及びイからエまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第２条第１５号［定義］に規定する役員（①において「会社役員」という。）又は使用人である者

①　当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人

②　当該親族関係を有する役員等及びイからエまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第２条第１０号［定義］に規定する政令で定める特殊の関係にある法人を　判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

**親族等の関係のある者（図式）**

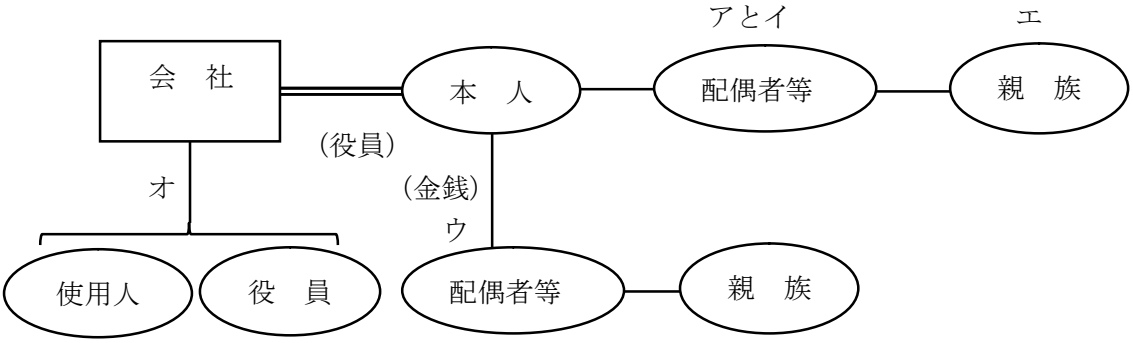


### (5) 欠格事項

次の事項に該当する者は、社会福祉法人の理事となることはできません（法第３６条第４項）。

ア　成年被後見人又は被保佐人

イ　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　前号に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ　法第５６条第４項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

### (6) 欠員補充

理事に欠員が生じた場合については、定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならないとされており（法第３７条)、理事の職務の重要性から、１名でも欠員が生じた場合には、速やかに適任者を補充するようにしてください。

なお、補充された役員の任期は、前任者の残任期間となります。

### (7) 理事の権限

理事は、すべて社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表すると定められておりますので（法第３８条)、理事長だけでなく、理事全員が法人の一切の事務について等しく責任を持っていると言えます。

しかし、定款でその代表権を制限することができるとされており（法第３８条)、対外的な取引きや契約等に際しては、責任体制を明確にするために、理事長が法人を代表することとされています（定款準則第５条)。ただし、法人内部における重要な事項の決定は、すべて理事会において定款の規定に基づき決定することとなっており、理事長が独断的な法人運営を行うことのないようにしなければなりません。

理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次理事長の職務を代理することとなっています（定款準則第１０条第１項)。

なお、法人を代表する理事を複数選任することも可能です。

また、法人と理事（長）との利益が相反する事項及び双方代理となる事項については、当該理事は代表権を有しないとされていますので注意が必要です（民法１０８条)。

### (8) 解　任

定款準則には理事の解任（解職）に関する規定は設けられていませんが、法第５６条第３項において、所轄庁は、社会福祉法人に対しその役員の解職を勧告することができると規定されており、また、法第５８条第２項において、厚生労働大臣又は地方公共団体の長が、社会福祉法人に対しその役員の解職を勧告する権限を有すると規定されていることは、社会福祉法人において役員の解職をなしうることを前提としているものであり、理事の解職は可能です。

なお、理事の解職の要件は、理事の選任の要件と同様と考えられ、定款準則に沿って定款が作成されている場合は、理事総数の３分の２以上の同意を得れば、理事長は理事を解職できます。

## ２　理事会

理事が、業務執行や意思決定の権限を行使する場として理事会があります。

法人の業務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数をもって決すると定められており（法第３９条)、理事会を適切に開催し、日常の業務として理事会が定めるもの

を理事長が専決する以外は、法人の業務及び重要案件等の処理については、すべて理事会で審議し決定することが必要です。

以下、定款準則に沿って定款が作成されている場合の例を示します。

### (1) 理事会の成立

理事会は、理事総数の３分の２以上の出席がなければ、その議事を開き議決することはできません。この場合の理事総数とは、現に就任している理事の数です。

また、理事会の開催通知は、少なくとも会議の５日前までに理事全員に届くように通知し、かつ、議案及びその内容についても通知するようにしてください。

理事間の持ち回りによる開催は認められませんし、代理出席や他の理事に委任状を託す形での出席も認められません。

議長は会議の都度選任することになります。

（例）理事定数１２名、欠員１名、現在数１１名の場合
　　８名以上出席で理事会成立１１×２／３＝７．３３＜８

### (2) 理事会の議決

一般的な議案については、理事総数の過半数で決しますが、理事の選任や定数の変更など定款において「理事総数の３分の２以上の同意」とされている事項について議決する場合は、その規定を遵守してください。

いずれの場合も、当日、理事会に出席している理事数に対する比率ではなく、その時点における理事の現在員数を分母としている点に留意してください。

なお、欠席する理事が書面をもって表決に参加することを認める場合は、定款にその旨規定する必要があります（定款準則第９条（備考）(3)）。

（例）理事定数１２名、欠員１名、現在数１１名、出席理事８名で６名賛成の場合

- 一般議案については、議決成立１１×１／２＝５．５＜６
- 重要議案については、議決不成立１１×２／３＝７．３３＞６

### (3) 議事録

理事会を開催したときは、必ず正確な議事録を作成し保存しなければなりません。議事録がなければ、議決されたことが確認できませんので、議決の存在を対外的に証明することができません。

また、出席した理事の間でも、事後になって議決の内容を確認できないこととなります。

なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）第７８条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、法第２９条により社会福祉法人にも準用されますので、議決における各理事の賛否についても明確に記録しておく必要があ

ります。

（参考）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第７８条（代表者の行為についての損害賠償責任）
一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

議事録には発言の一言、一言まで記載する必要はありませんが、最低限、次の事項について明確に記録してください。

ア　開催年月日、時間、場所
イ　出席者の役職及び氏名
ウ　理事定数及び現在数
エ　理事会の定足数（定款の規定により、当該会議が有効に成立している旨）
オ　議長及び議事録署名人（２人）の選任に関する事項
カ　審議された議案（簡潔に要旨を記載、「別紙により説明」とはしない。）
キ　議案に関する質疑応答等の要旨（発言者の職・氏名）
ク　議案に関する表決の結果（議案に反対の理事がいる場合、その氏名）
ケ　「以上この議事録が正確なものであることを証するため議事録署名人左記（下記）署名する」との文言
コ　議長及びその会議において選任された議事録署名人２人の署名又は記名押印
サ　署名年月日

## ３　監　事

監事は法人の監査機関であり、法人内部のチェック機能として重要な位置を占めているため、社会福祉法人では理事とともにこれを常置必須の機関としています。
監事の選任方法等については、理事の場合と同様に、定款でこれを定めなければなりません。
なお、任期、欠格条項及び欠員補充については、理事の場合と同様です。

### (1) 定　数

監事は１人以上置かなければならないとされていますが（法３６条第１項）、より厳正を期すため、２人以上置くこととされています（定款準則第５条（備考）(1)）。

### (2) 選　任

監事は、理事会で選任することとなっていますが（定款準則第７条第２項）、評議員会を設置する場合には、評議員会において選任することが適当です。

なお、監事の選任に当たっては、定款の規定に従うとともに、監事の特殊性から、次の事項に留意してください。

ア　監事のうち１人は、法人の財産状況等の監査を行える者であり、法第４４条第２項に規定する財務諸表を監査し得る者であること。

イ　監事のうち１人は、社会福祉事業について知識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。

ウ　監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれに類する他の職務を兼任することができないこと。

エ　監事は、他の役員と親族その他特殊の関係があってはならないこと。

オ　監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。

### (3) 職　務

監事の職務は、法第４０条で次のように定められています。

ア　理事の業務執行の状況を監査すること。

イ　社会福祉法人の財産の状況を監査すること。

ウ　理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会（評議員会のないときは、所轄庁）に報告すること。

エ　前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。

オ　理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

監事は、監査機関という性質上、複数の監事がいても各自単独にその職務を行うべきですが、監事が共同してその職務を行うことを妨げるものではありません。

また、法人の中には、監事の役割が「会計監査」にとどまり、法に定められた「理事の業務執行状況の監査」という重要な使命を十分に果たしていない例も見受けられます。
特定の理事による独断的な法人運営を排除し、民主的な法人運営を行うためにも、監事が自らの役割の重要性を再認識することが必要です。

なお、監査を実施するに当たっては、少なくとも四半期に１回程度は行う必要があります。

さらに、社会福祉法人の会計基準や経理事務については、近年、専門的かつ複雑になっていることから、法人として外部の専門家による監査を導入し、助言を得ることも必要です。

## ４　評議員会

社会福祉法人は、評議員会を設けることができます（法第４２条第１項）。

評議員会は、社会福祉法人の公共性から、一部の経営者によって社会福祉事業の経営に適正を欠いたり、営利の追求を行ったりすることのないよう、広く関係者の意見を聞くことによって、民主的で適正な事業運営を図るために、設置が求められているものです。

原則として、すべての社会福祉法人は評議員会を置くこととされていますが、都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業、保育所を経営する事業（保育所を経営する事業と併せて行う、児童福祉法の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。）又は介護保険事業のみを行う法人については、この限りでありません。

### (1) 組　織

評議員会は、理事の定数の２倍を超える数の評議員をもって構成します（法第４２条第２項）。

これは、理事と評議員との兼職が禁止されていない結果、理事全員が評議員を兼ねた場合、理事会と別個の機関としての評議員会を設置する趣旨から、理事が評議員会を実質的に支配することがないように規定したものです。

### (2) 評議員の委嘱

評議員は、社会福祉事業に関心を持ち又は学識経験のある者で、法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を得て、理事長が委嘱することとなっており（定款準則－評議員の資格等）、評議員の委嘱にあたっては、定款等の規定に従うとともに次の点に留意してください。

ア　当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者を、評議員総数の３分の１を超えて選任しないこと。

イ　各評議員と親族等特殊の関係があるものを、評議員の定数に応じて次の制限数を超えて選任しないこと。

| （評議員定数） | （親族等の人数） |
|---|---|
| ６名～　９名 | １名 |
| １０名～１２名 | ２名 |
| １３名～ | ３名 |

ウ　社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表を加えること。

また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。

エ　社会福祉協議会にあっては、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボラン

ティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を評議員として加えること。

オ　評議員会を委任状出席で行うことは、適当でないこと。

### (3) 評議員の任期

評議員の任期は、理事と同様に、２年とされています。ただし、再任は妨げません。（定款準則－評議員の任期）

### (4) 評議員会の権限

評議員会を設置した場合には、これを諮問機関とし、法人の業務の決定に当たり重要な事項について、理事会での決定に先立ち評議員会の意見を聴くことが必要です。

### (5) 評議員会の成立

評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することはできません。この場合の評議員総数とは、現に就任している評議員の数です。

また、評議員会の開催通知は、少なくとも会議の５日前までに評議員全員に届くように通知し、かつ、議案及びその内容についても通知するようにしてください。

評議員間の持ち回りによる開催は認められませんし、代理出席や他の評議員に委任状を託す形での出席も認められません。

議長は会議の都度選任することになります。

（例）評議員定数２４名、欠員１名、現在数２３名の場合

１２名以上出席で評議員会成立　　２３×１／２＝１１．５＜１２

### (6) 評議員会の議決

評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決しますが、評議員総数は、当日、評議員会に出席している評議員数に対する比率ではなく、その時点における評議員の現在員数を分母としている点に留意してください。

なお、欠席する評議員が書面をもって表決に参加することは想定されておりません。

（例）評議員定数２４名、欠員１名、現在数２３名の場合

１２名以上の賛成で議決成立２３×１／２＝１１．５＜１２

（出席評議員が１２名の場合は全員（議長を含む。）の賛成が必要となります。）

### (7) 議事録

評議員会を開催したときは、必ず正確な議事録を作成し保存しなければなりません。議事録がなければ、議決されたことが確認できません。

議事録には発言の一言、一言まで記載する必要はありませんが、最低限「２　理事会」の「(3) 議事録」についてを参考に、明確に記録してください。(理事を評議員と読み替えること。)

## 第５節　情報の公開と苦情の解決

利用者の立場に立った福祉制度を構築するため、利用者自らが施設などサービス提供事業者を選択できるという仕組みが導入されています。

このため、社会福祉法人は、事業経営の透明性の確保と福祉サービスの質の向上に努めなければなりません。

### １　財務諸表等の開示

社会福祉法人は、会計年度終了後２箇月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成し、これらに関する監事の意見を記載した書面とともに各事務所に備えおき、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者やその他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供するとともに（法第４４条第４項)、法人の広報やインターネットを活用し、自主的に開示することとなっています。さらに、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公　表することが望ましいとされています。

なお、監事の意見を記載した書面を備えおくことで、監事の責任を明らかにするとともに福祉サービスの利用を希望する者や利害関係人からの閲覧の求めに応じるよう義務を課しています。これらの書面の備え付けを怠ったり、記載すべき事項を記載しなかったり、不実の記載をした場合においては、法人の理事、監事は、２０万円以下の過料に処するとされています（法第１３４条第４号)。

また、海老名市においては、海老名市情報公開条例（平成１４年海老名市条例第３２号）に基づき、市民の方々等から請求があった場合には、各法人から提出されたこれらの書類のうち個人情報等を除き、原則として公開することとなっています。

### ２　サービス情報の提供

福祉サービスを利用しようとする者が、その福祉サービスの詳しい情報を適切かつ円滑に入手し、利用契約の際の判断に役立つよう、社会福祉事業の経営者は、経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うとともに（法第７５条第１項)、利用の申込みがあった場合には、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明することが求められています（法第７６条)。

利用契約が成立したときには、経営者の名称や事務所の所在地、福祉サービスの内容や利用料金など厚生労働省令で定める事項を記載した書面を利用者に交付します（法第７７条)。

また、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行い、常に福祉サービスを受ける者の立場に立ち、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければなりません（法第７８条)。

### ３　苦情の解決

社会福祉事業の経営者は、常にその提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければなりません（法第８２条)。

苦情解決体制については、苦情解決責任者や苦情受付担当者の任命や第三者委員の設置が必要です。

なお、苦情解決責任者は、施設長や理事等とされ、第三者委員については、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者で世間から信頼性を有する者であること、また、複数であることが望ましいとされています（第三者委員の例示：理事と兼務していない評議員、監事または監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など)。

また、神奈川県社会福祉協議会に福祉サービス運営適正化委員会が設置されており、同委員会に利用者等が直接苦情解決の申し出を行うことができるようになっています（法第８３条)。

## 第６節　社会福祉法人に対する監督

### １　所轄庁

社会福祉法人の認可、指導、監督等に関する所轄庁は都道府県知事となっていますが、主たる事務所が市の区域内であって、その行う事業が当該市の区域を越えない場合は、市長が所轄庁となります。また、２以上の都道府県の区域において事業を行う場合は厚生労働大臣が所轄庁となります（法第３０条)。

（海老名市長が所轄庁となる法人）

・　海老名市の所管区域のみで事業を行う法人　－　海老名市長

（海老名市長以外が所轄庁となる法人）

・　主たる事務所が中核市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該中核市の区域を越えないもの　－　中核市の長

・　神奈川県と他の都道府県において事業を行う法人　－　厚生労働大臣

## ２　一般的監督

社会福祉法人に対する一般的監督は、それぞれの所轄庁が行うこととされています（法第５６条第１項）。

海老名市の区域内のみで事業を行っている法人については、海老名市長が一般的監督を行います。

一般的監督の内容は、次のとおりです（法第５６条）。

(1) 業務又は会計の状況に関する報告の徴収、業務及び財産の状況の検査
(2) 是正命令
(3) 業務停止命令及び役員解職勧告
(4) 解散命令

なお、社会福祉法人の設立から、その後の定款変更、基本財産の処分、基本財産の担保提供等については、いずれも所轄庁の認可、承認が必要です。

特に、定款変更、基本財産の処分及び担保提供については、事業を開始した後、あるいは処分又は担保提供後になされることがないように、事業計画が固まった段階で事前に承認を受けてください。

また、毎会計年度終了後３箇月以内に、前会計年度の貸借対照表及び収支計算書を添付して現況報告書を所轄庁に提出してください。その他、監査関係の資料についても提出してください。

（参考）法第５６条

厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。

２　所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

３　社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。

４　所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

（以下略）

## ３　助成に伴う監督

法第６１条において、国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者のそれぞれの責任が定められています。

この規定では、社会福祉事業についての国や地方公共団体の責務とともに、行政は社会福祉法人等の自主性を重んじて不当な関与を行わないこと、さらに、社会福祉法人等も、不当に行政からの財政的・管理的援助を求めないこととして、社会福祉法人等が経済面でも運営面でも行政からの独立性を保つことが求められています。

ただし、国や地方公共団体が、社会福祉法人（施設）に対して福祉サービスを必要とする者を施設に入所させることその他の措置を、他の社会福祉事業を経営する者に委託することを妨げるものではありません。

戦後まもなくの社会福祉事業法制定当時は、民間社会福祉事業の担い手は「慈善事業家」と言われる篤志家が主体となっていたため、このような原則のもとに社会福祉事業が推進されてきました。

しかし、これだけでは、多様化する福祉需要に応えられないことから、国や地方公共団体による民間社会福祉施設の整備等に対する助成制度が設けられました。このような助成は、当然ながら国民の税金をもとにしたものであり、その助成の目的が有効に達せられるよう、社会福祉法人に対して助成を行った場合には、法第５６条による一般的な監督の他に、次のような措置を採ることができることになっています（法第５８条第２項）。

(1) 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。

(2) 助成の目的に照らして社会福祉法人の予算が不適当であると認める場合は、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

(3) 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

また、社会福祉法人が以上の措置に従わなかったときは、国又は地方公共団体は、助成した現金や財産の一部の返還を命ずることができることになっています（法第５８条第３項）。

## ４　事業に伴う監督

社会福祉事業の実施について市長は、事業の実施が適正に行われているかどうかについて調査を行うこと（法第７０条）、事業が許可の条件等に適合しないときは必要な措置をとるべく改善を命ずること（法第７１条）、さらに、調査を拒んだり、改善命令に違反したとき、事業に関して不当に営利を図ったり、福祉サービスの提供を受ける者の処遇について不当な行為をしたときなどには、事業経営を制限したり停止を命じたりすることができることとされています（法第７２条）。

# 第２章　各種申請等の事務手続

各種申請等については、市長に提出してください。
なお、本章は、所轄庁が海老名市となる社会福祉法人の各種申請等の手続きについて記載していますので、厚生労働省、神奈川県知事などが所轄庁となる社会福祉法人については、それぞれの担当部局に照会してください。(所轄庁については、第１章の第６節の１を参照)

## 第１節　設立認可申請

### １　概　説

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、法第２条に規定する社会福祉事業を行うために設置される法人であり、極めて公共性の高い法人であることから、設立には、市長（所轄庁）の認可が必要です（法第３１条)。

法人を設立するためには、後述するように、設立準備委員会が設立に関する事務を行い、当該設立準備委員会代表者が設立認可申請を行うこととなります。

海老名市においては、設立認可申請の内容等について次の観点から審査を行い、適当と認められる場合に認可しています。

(1) 法人の設立事務及び資金管理等について、設立準備委員会において十分協議し、適正に処理されていること。
(2) 役員構成等が関係法令及び通知等に適合していること。
(3) 資金計画が適切であること。
(4) 敷地等、資産の確保が確実であること。
(5) 法人及び施設等の事業計画が適切であること。
(6) 施設を設置する場合は、当該施設が設置基準に適合していること。
(7) 施設長等資格を必要とする職員予定者が有資格者であること。
(8) 法人の諸規程が整備されていること。

### ２　設立等に関する事務手続

設立等に関する事務手続きについては、次によるほか、「海老名市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱」に基づき行ってください。

#### (1) 施設を経営する場合

ア　設立準備委員会の設置

法人を設立しようとするときは、設立予定者全員が設立準備委員となり、設立準備委

員会を発足し、設立認可申請に関する事務を行ってください。

なお、特定者による運営や不明朗な資金管理が行われることのないよう、設立準備委員全員により適正な運営を行ってください。

イ　設立準備委員会調書の提出

設立準備委員会代表者は、法人を設立しようとする年度の前々年度の１月末日までに「設立準備委員会調書」を市長に提出してください。

ウ　法人設立計画書の提出

設立準備委員会代表者は、法人を設立しようとする年度の前年度の６月末日（「設立準備委員会調書」提出の締切から５箇月後）までに、「社会福祉法人設立計画書」を市長に提出してください。

エ　設立認可申請書の提出

社会福祉施設の設置に対する国庫補助又は民間補助の内示を受ける等、資金計画が確定する等、事業の実施が具体化した後、「社会福祉法人設立認可申請書」を法人の設立予定日の３月前に市長に提出してください。

オ　資金管理状況点検及び設立認可

設立認可申請書の提出後、市長が、設立準備委員会における資金の管理状況の点検を行い、適正に行われていると認められる場合に、設立が認可されます。

### (2) 施設経営を行わない場合

基本的な事務手続きは、(1)と同じですが、相違点は次のとおりです。

ア　設立準備委員会の設置の時期に特別の制限はありません。

イ　設立準備委員会調書の提出は不要です。

ウ　設立認可申請書を提出する３箇月前までに、市長に法人設立計画書を提出し設立計画について協議してください。

## ３　設立認可申請に必要な書類

設立認可申請にあたっては、次のとおり、必要書類を市長に提出してください。

(1) 提出書類

ア　設立認可申請書

イ　定款

ウ　設立準備委員会議事録

エ　添付書類（必要な書類は、次表を参照のこと。）

(2) 提出部数

**正本１部、副本１部**

# 社会福祉法人設立認可申請書について

（申請書類）

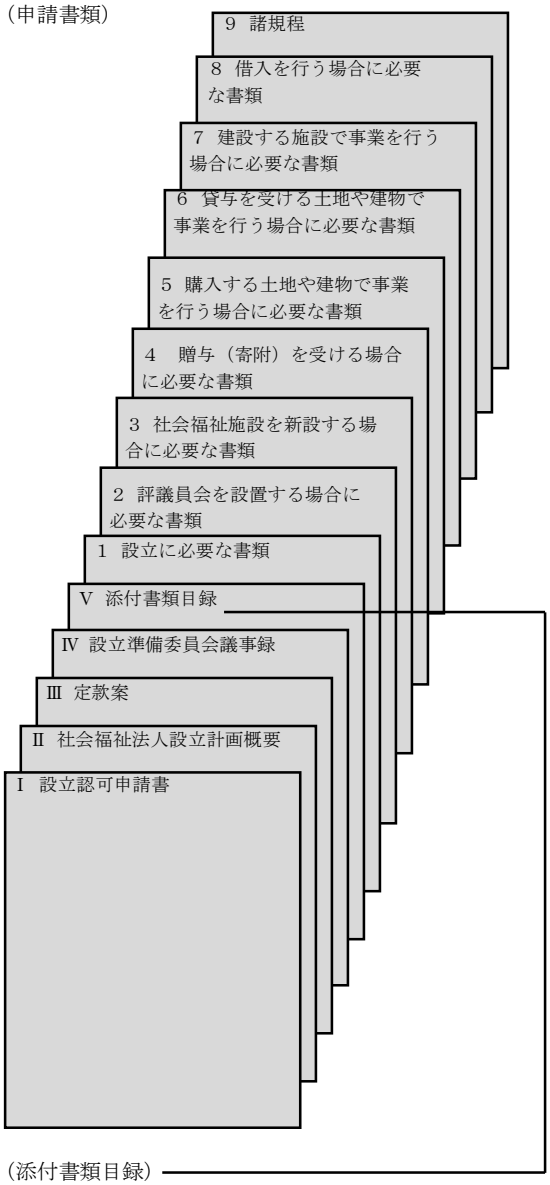


（添付書類目録）

1 設立に必要な書類
(1) 設立当初の財産目録
(2) 事業計画書
(3) 収支予算書及び月次予算書
(4) 設立代表者の履歴書
(5) 設立代表者の権限を証する書類
(6) 設立代表者の印鑑登録証明書
(7) 設立代表者の身分証明書
(8) 設立代表者の「登記されていないことの証明書」
(9) 設立当初の役員の履歴書
(10) 設立当初の役員の就任承諾書
(11) 設立当初の役員の印鑑登録証明書
(12) 設立当初の役員の身分証明書
(13) 設立当初の役員の「登記されていないことの証明書」
(14) 設立当初の役員の申述書
(15) 事業開始までのスケジュール表

2 評議員会を設置する場合に必要な書類
(1) 評議員予定者の履歴書
(2) 評議員予定者の就任承諾書

3 社会福祉施設を新設する場合に必要な書類
(1) 施設長就任予定者の施設長就任承諾書
(2) 施設長就任予定者の資格要件を証する書類
(3) 施設長資格を取得する念書

4 贈与（寄附）を受ける場合に必要な書類
(1) 贈与契約書
(贈与者が個人の場合)
(1) 贈与者の印鑑（登録）証明書
(2) 贈与者の身分証明書
(3) 贈与者の「登記されていないことの証明書」
(贈与者が法人の場合)
(1) 贈与者の法人登記簿に係る登記事項証明書
(2) 贈与者の定款の写し
(3) 贈与実施の意志決定が法人内で必要な手続を経ていることを証する議事録等の写し
(設立当初に現金の贈与を受ける場合)
贈与者の寄附財源となる預貯金の残高証明書
(複数年にわたり現金の贈与を受ける場合で、贈与者が個人のとき)
贈与者の資力を証明する書類（所得証明書、納税証明書）
資産申立書
(土地建物の贈与を受ける場合)
(1) 所有権移転登記確約書
(2) 贈与を受ける不動産の登記事項証明書
(3) 贈与を受ける土地の公図の写し
(4) 贈与を受ける建物の図面
(5) 贈与を受ける不動産の評価額に係る証明書

5 購入する土地や建物で事業を行う場合に必要な書類
(1) 購入する不動産の登記事項証明書
(2) 購入する土地の公図の写し（土地購入の場合）
(3) 購入する建物の図面（建物購入の場合）
(4) 売買契約書等
(5) 売主の印鑑（登録）証明書
(売主が法人の場合)
(1) 売主の定款の写し
(2) 売買実施の意志決定が法人内で必要な手続を経ていることを証する議事録等の写し
(3) 売主の法人登記簿に係る登記事項証明書
(4) 基本財産編入誓約書

6 貸与を受ける土地や建物で事業を行う場合に必要な書類
(1) 貸与を受ける不動産の登記事項証明書
(2) 貸与を受ける土地の公図の写し（土地を借りる場合）
(3) 貸与を受ける建物の図面（建物を借りる場合）
(4) 使用貸借・賃貸借契約書等（使用の権限が確実に帰属することを明らかにすることができる書類）
(5) 地上権若しくは賃借権の設定契約書または設定登記誓約書
(6) 貸主の印鑑（登録）証明書
(7) 貸主の法人登記簿に係る登記事項証明書（貸主が法人の場合）

7 新たに建設する施設で事業を行う場合に必要な書類
(1) 建築図面（付近見取図、配置図、平面図、立面図）
(2) 施設建設計画書
(3) 施設建設・整備等に係る収支予算書（設備整備計画書）
(4) 補助金等交付決定通知書
(5) 施設建設工事見積書
(6) 設備整備見積書
(7) 土地利用関係許認可の許認可書
(8) 建築確認の確認済証
(9) 基本財産編入誓約書

8 借入を行う場合に必要な書類
(1) 金融機関等による融資証明書（福祉医療機構を除く）
(2) 借入金償還計画書
(3) 福祉医療機構の貸付内定通知書

9 諸規程
(1) 管理規程又は運営規程
(2) 就業規則
(3) 職員給与規程
(4) 旅費規程
(5) 防火管理規程
(6) 経理規程
(7) その他

※ その他必要に応じて、追加書類の提出を求めることがあること。
※ （写）の提出については、原本の証明をすること。
※ 評議員会が必要な場合は、評議員の名簿を添付すること。

# 社会福祉法人設立認可申請手続日程例

| 年度 | 月 | 法人設立関係事務 | 施設建設関係事務（老人福祉施設の例）<br>二か年度工事 |
|---|---|---|---|
| 法人設立予定年前々年 | 4 | | |
| | 5 | | |
| | 6 | ・設立準備（県・地元市町村と協議） | ・施設建設準備（地元市町村と協議） |
| | 7 | ・設立準備委員会の発足 | 施設建設、運営計画の作成 |
| | 8 | 法人設立計画 | 建設予定地の調査 |
| | 9 | 事業計画 | 開発許可、農地転用等の調整 |
| | 10 | 設立時の役員の選任 | 建物の基本構想 |
| | 11 | | 資金計画の作成 |
| | 12 | | 建設資金 |
| | 1 | ・設立準備委員会調書の提出 | 運営資金 |
| | 2 | | 地元機関、住民との調整 |
| | 3 | | |
| 法人設立予定年の前年 | 4 | | |
| | 5 | ・設立計画書の提出 | ・市町村、県への事前相談、協議 |
| | 6 | | |
| | 7 | ・審査会提出書類の作成 | ・県への協議書提出 |
| | 8 | | |
| | 9 | ・審査会提出書類の提出 | ・審査会提出書類の提出 |
| | 10 | | |
| | 11 | ***社会福祉法人・社会福祉施設等審査会*** | ***社会福祉法人・社会福祉施設等審査会*** |
| | 12 | | |
| | 1 | | |
| | 2 | | |
| | 3 | ・認可申請提出書類の作成 | |
| 法人設立予定年 | 4 | | ・県補助金交付申請 |
| | 5 | | ・県補助金交付決定（初年度分） |
| | 6 | | ・福祉医療機構借入申請 |
| | 7 | | ・福祉医療機構貸付内定 |
| | 8 | ・認可申請提出書類の提出 | ・競争入札 |
| | 9 | ***法人認可*** | |
| | 10 | | |
| | 11 | ・設立登記・財産移転完了報告 | ・工事請負契約 |
| | 12 | ・理事会 | |
| | 1 | | |
| | 2 | | ・中間検査・事業実績報告 |
| | 3 | ・予算理事会 | ・県補助金確定 |
| 法人設立予定年翌年 | 4 | | |
| | 5 | ・決算理事会 | ・県補助金受入（初年度分） |
| | 6 | ・現況報告書提出 | |
| | 7 | | ・県補助金交付申請（次年度分） |
| | 8 | | ・県補助金交付決定（次年度分） |
| | 9 | | |
| | 10 | ・補正予算理事会 | |
| | 11 | | |
| | 12 | | |
| | 1 | | ・完成検査・事業実績報告 |
| | 2 | | ・県補助金確定 |
| | 3 | ・予算理事会 | ・施設認可申請（施設設置届） |
| 翌々年 | 4 | | ***施設開所*** |
| | 5 | ・決算理事会 | ・県補助金受入（次年度分） |
| | 6 | ・現況報告書提出 | |
| | 7 | | |

## ４　設立認可後の事務手続

設立認可後の事務手続きについては、次によるほか、「海老名市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱」に基づき行ってください。

なお、設立認可後の事務手続き一覧は、同要綱の別表に記載しています。

### (1) 法人の設立登記

社会福祉法人は、登記により成立しますので（法第３４条)、設立認可書を受理した日から２週間以内に設立登記を行ってください（組合等登記令第２条)。

なお、定款の附則で定める役員が設立当初の役員となりますが、社会福祉法人においては、代表権を有する理事のみを登記することとなっています（通常は、理事長を登記)。

### (2) 役員及び評議員の選任

法人設立後、定款の定めるところにより、理事会及び評議員会を開催し、役員（理事及び監事）及び評議員を選任してください。

なお、役員等の選任結果について、法人設立後１箇月以内に、市長に役員等の就任報告をしてください。（詳細は第２節を参照のこと。）

### (3) 財産移転報告書

設立認可申請書に添付した財産目録に記載の財産は、法人設立後、法人の所有となるべきものですので、速やかに贈与を受け、上記理事会及び評議員会において報告してください。

なお、財産の移転について、法人設立後１箇月以内に、市長に報告してください。（詳細は第２節を参照のこと。）

### (4) 定款変更届の提出

設立認可申請時の定款に、基本財産として記載していない施設の建物が完成した場合には、当該建物を基本財産に編入するため、基本財産の増加に係る定款変更届を市長に提出してください。（詳細は第４節を参照のこと。）

## 第２節　役員等就任報告及び財産移転報告

### １　役員等就任報告

#### (1) 概　説

法人設立後、定款の定めるところにより、理事会を開催し、評議員を選任してください。次に、定款の規定に従い、評議員会を開催し、役員（理事及び監事）の選任を行い、さらに理事会を開催し、代表権を有する理事が再任された場合には、重任登記を、別の理事が代表権を有する理事に選任された場合には、就任登記を行ってください。

なお、評議員会を設置しない場合は、理事会において役員（理事及び監事）を選任します。

役員等の選任において、留意すべき事項は次のとおりです。

ア　役員等の任期は、選任の日から２年間となること。

（理事会及び評議員会において明確にし、議事録に記載すること。）

イ　任期を明示した委嘱状を役員等に交付すること。

ウ　役員等の就任承諾書及び履歴書を徴し、役員名簿とともに保存すること。

役員等の選任結果について、法人設立後１箇月以内に、市長に役員等の就任報告をしてください。

**役員等選任報告に至るまで**

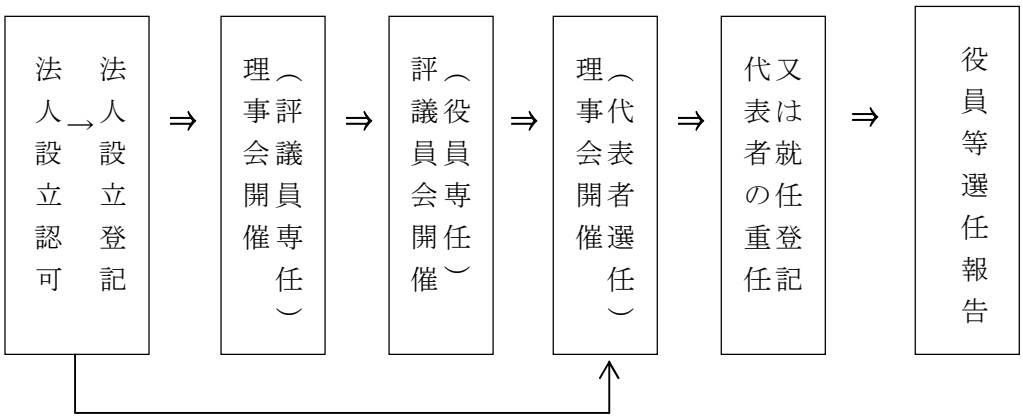


評議員会を設置しない場合

（理事会で理事と監事を選任し、理事の互選により代表者を選任をすること。）

### (2) 報告に必要な書類

ア　提出書類

① 役員等選任報告書

② 法人の登記事項証明書（重任又は就任登記後のものを添付すること。）

③ 理事会及び評議員会の議事録（評議員会を設置していない場合は、評議員会の議事録は不要）

④ 役員等調書

⑤ 就任承諾書（全員）

⑥ 履歴書（新たに就任した者のみ）

⑦ 身分証明書（新たに就任した者のみ）

⑧ 印鑑登録証明書（新たに就任した者のみ）

イ　提出部数

**正本１部**

## ２　財産移転報告

### (1) 概　説

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければなりませんが、当該資産は必ずしも認可申請時に所有することを要さず、法人設立後、遅滞なく当該法人に帰属するものと認められれば足りるものです。

このため、社会福祉法人は、設立認可書を受理した日から２週間以内に設立の登記を行い、遅滞なく贈与財産の移転を受け、その移転を終了した後、１箇月以内に、市長に報告しなければなりません。

### (2) 報告に必要な書類

ア　提出書類

① 財産移転報告書

② 財産移転証明書

・財産目録・所有権移転登記済登記事項証明書・利用権設定登記事項証明書・財産受領書(写)・及び預金残高証明書

③ 法人の登記事項証明書

④ 法人代表印の印鑑登録証明書

イ　提出部数

**正本１部**

## 第３節　定款変更認可申請

### １　概説

社会福祉法人の定款を変更する場合には、市長の認可を受けなければなりません。認可があって、はじめて効力が生じます（法第４３条第１項）。

定款を変更するためには、理事会の議決等、定款で定める手続を経た後、定款変更認可申請書を市長に提出してください。

市長は、申請内容について審査し、内容が適当と認められる場合に認可することとなっています。

また、当該変更事項が法人の登記事項に関するものであれば、認可後、２週間以内に変更登記をする必要があります。

### ２　申請の手続

(1) 提出書類

ア　定款変更認可申請書

イ　理事会（及び評議員会）議事録

ウ　定款（現行のもの、変更後のもの）

エ　その他必要な書類

（例１）及び（例２）を参考にしてください。

(2) 提出部数

**正本１部、副本１部**

（例 1）法人の所有地に、特別養護老人ホームを整備する場合

＜資金計画＞

民間補助金、独立行政法人福祉医療機構等借入金及び自己資金（一般会計経理区分建設積立金）、借入金の償還財源は一般会計及び特別会計

ⅰ　施設整備に係る資金計画書（収入及び支出の内訳）

ⅱ　補助金の決定（又は内定）通知（写）

ⅲ　借入金に係る金銭消費契約書（又は内定通知）（写）

・償還計画表（償還財源を明示のこと。）

・過去３年分の一般会計及び特別会計の収支計算書及び貸借対照表（償還財源の確実性の確認のため）

ⅳ　工事前年度の一般会計の収支計算書及び貸借対照表（建設積立金の確実性の確認のため）

ⅴ　建築工事費、設計監理費及び初度調弁費等の契約書（又は見積書）（写）

ⅵ　当該土地の登記事項証明書

vii 図面（配置図（既存施設等との位置関係を明示のこと。）、平面図及び立面図）
viii 事業開始年度及び次年度の事業計画書及び収支予算書
ix 施設長の就任承諾書及び履歴書

（例２）市有地を有償で借り、当該土地に保育所を移転改築する場合
＜資金計画＞
国庫支出金（老朽改築）、市補助金、独立行政法人福祉医療機構借入金及び寄附金、借入金の償還財源は市債務負担及び寄附金
注）基本財産の滅失（取壊し）及び増加（新築）であるため、定款変更認可申請となります。
i 施設整備に係る資金計画書（収入及び支出の内訳）
ii 補助金の決定（又は内定）通知（写）
iii 借入金に係る金銭消費契約書（又は内定通知）（写）
・償還計画表（償還財源を明示のこと。）
・債務負担行為議決書（又は抄本）（写）（議決されていない場合は確約書（写））
・贈与契約書（写）（身分証明書及び印鑑登録証明書を添付）
iv 資産申立書（所得証明書及び預金残高証明書等を添付）（将来にわたる贈与履行の確実性の確認のため）
v 贈与契約書（写）（身分証明書及び印鑑登録証明書を添付）
vi 資産申立書（所得証明書及び預金残高証明書等を添付）（贈与履行の確実性の確認のため）なお、寄附金を受領済みの場合は、領収書（写）で可
vii 建設工事費、設計監理費及び初度調弁費等の契約書（又は見積書）（写）
viii 市有地の登記事項証明書及び使用権限を証する書類（市有地貸付契約書（写））
ix 図面（配置図（既存施設等との位置関係を明示のこと。）、平面図及び立面図）
注）借入金の償還財源として寄附金を予定する場合の留意事項
新たな施設を整備する場合は、定款変更認可申請に限らず、設立認可申請および定款変更届についても該当するものであり、以下の点に留意してください。
① 書面による贈与契約を縮結し、連帯保証人をたてること。
② 寄附者及び連帯保証人の所得、営業実績、資産状況等から、その寄附が確実に履行されることが証明されること。
・ 年間寄附額が寄附者の年間所得額の 4 分の 1 以内であり、社会通念上、寄附者の生活維持に支障がないと認められること。
・ 完済時において、寄附可能な年齢（おおむね 80 歳未満）であること。

## 定款変更認可申請（定款変更届）に係る提出書類一覧

（○印が必要な添付書類）

| 提出書類＼変更 | | | 事業の追加 設置経営 | 事業の追加 受託経営 | 事業の廃止 | 役員等の定数変更 | 基本財産の変更 新築 | 基本財産の変更 増改築 | 基本財産の変更 削除 | 準則に準じた条文整理 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 申請書 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 議事録（写） | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 理事会（及び評議員会） |
| 財産目録 | | | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | — | 直近のもの（作成済みのもので最新のもの） |
| 定　款 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 現行のもの、変更後のもの |
| 事業計画書 | | | ○ | ○ | — | — | — | — | — | — | 開始日の属する会計年度及び次の会計年度の2ヵ年度分 |
| 収支計算書 | | | ○ | ○ | — | — | — | — | — | — | 開始日の属する会計年度及び次の会計年度の2ヵ年度分 |
| 受託契約書(写) | | | — | ○ | — | — | — | — | — | — | 委託決定書でも可 |
| 受託事業の概要説明書 | | | — | ○ | — | — | — | — | — | — | 受託契約書があれば不要 |
| 関係条例 | | | — | ○ | — | — | — | — | — | — | 受託契約書があれば不要 |
| 施設建設関係書類 | 建設・購入に係る収支計算書 | | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ | — | — | 施設建設・土地購入に係る収入と支出がわかる書類を作成。その際、収入と支出の合計値が一致するように注意 |
| | 補助金、助成金の決定（内定）通知（写） | | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ | — | — | |
| | 借入金関係 | 借入金決定書(写) | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ | — | — | |
| | | 償還計画 | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ | — | — | |
| | | 償還金贈与契約書(写) | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ | — | — | |
| | | 各種証明書等 | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ | — | — | 貸与者の身分証明書、印鑑登録証明書等 |
| | 建設資金贈与契約書(写) | | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ | — | — | |
| | 各種証明書等 | | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ | — | — | |
| | 工事関係契約書・領収書(写) | | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ | — | — | |
| | 不動産売買(賃貸)契約書(写) | | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ | — | — | |
| | 不動産登記事項証明書 | | ○ | ○ | | — | ○ | ○ | ○ | — | |
| | 建築確認書（写） | | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ | — | — | |
| | 図　面 | | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ | − | — | |
| 施設長就任承諾書又は施設長の資格を証する書類及び履歴書 | | | ○ | ○ | — | — | — | — | — | — | |
| 廃止事業に係る財産の処分方法 | | | — | — | — | — | — | — | ○ | — | |
| 事業廃止届（許可書）（写） | | | — | — | ○ | — | — | — | ○ | — | |
| 基本財産処分承諾書(写) | | | — | — | — | — | — | ○ | ○ | — | |

※　いずれも２部提出してください。

## 第４節　定款変更届

### １　概説

前述のとおり、社会福祉法人の定款を変更する場合には、市長の認可を受けなければなりませんが、次の変更事項については、市長への届出で足りることとされております。（法第４３条第３項）

①　基本財産の増加

②　事務所所在地の変更

③　公告の方法の変更

以上の事項について、定款を変更する場合には、理事会の議決等定款で定める手続を経た後、速やかに定款変更届を市長に提出してください。

この場合は、法人内部の手続きが終了後、その効力が生じることとなります。

また、当該変更事項が法人の登記事項に関するものであれば、変更原因が生じてから２週以内に変更登記をする必要があります。

### ２　届出に必要な書類

(1) 提出書類

ア　定款変更届

イ　理事会（及び評議員会）議事録（写）

ウ　定款

エ　財産目録（直近のもの、作成済みのもので最新のもの）

オ　その他必要な書類

（例１）～（例４）を参考にしてください。

(2) 提出部数

**正本１ 部**

（例 1）施設建設敷地として、新たに土地を購入し、基本財産に編入した場合

＜資金計画＞

独立行政法人福祉医療機構借入金及び自己資金（一般会計経理区分建設積立金）、借入金の償還財源は一般会計及び特別会計

ⅰ　土地の購入に係る収支明細書（収入及び支出の内訳）

ⅱ　借入金に係る金銭消費契約書（写）

ⅲ　償還計画表（償還財源を明示すること。）

ⅳ　過去２年度分の一般会計及び特別会計の収支計算書及び貸借対照表（償還財

源の確実性の確認のため）

ⅴ 購入前年度の一般会計の収支計算書及び貸借対照表（当該積立金の確実性の確認のため）

ⅵ 土地の売買契約書（写）

ⅶ 土地の登記事項証明書

ⅷ 図面

（例２）施設建物を増築した場合

＜資金計画＞

民間助成金及び自己資金（一般会計経理区分建設積立金）

ⅰ 施設増築に係る収支明細書（収入及び支出の内訳）

ⅱ 民間助成金の決定（又は内定）通知（写）

ⅲ 増築前年度の一般会計の収支計算書及び貸借対照表（当該積立金の確実性の確認のため）

ⅳ 建築工事費及び設計監理費等の契約書及び領収書（写）

ⅴ 建物の登記事項証明書（増築部分について登記後のもの）

ⅵ 図面（既存部分と増築部分を明示すること。）

（例３）社会福祉協議会等において、運用財産である基金を取り崩して、基本財産の現金を増額した場合

ⅰ 前年度の収支計算書及び貸借対照表（財務を明示すること。）

ⅱ 当該財源に係る預金残高証明書又は預金通帳（写）

（例４）住居表示の変更により、事務所所在地を変更した場合

ⅰ 住居表示変更証明書（市町村発行のもの）

ⅱ 法人の登記事項証明書（事務所所在地について、変更後のもの）

## 第５節　基本財産処分承認申請

### １　概　説

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないとされ（法第２５条)、法人が行う事業と当該事業に必要な資産が法人の成立要件となります。
これらの資産のうち、当該法人が目的とする社会福祉事業と密接不可分の関係にある財産を基本財産とし、その他の財産（運用財産、公益事業用財産及び収益事業財産）と会計上区分して扱うとともに、これを定款に明記しなければなりません。

このように、基本財産は法人存立の基礎となる財産であることから、厳重な管理が要請され、これを処分し、又は担保に供する場合には、理事会の議決等定款で定める手続きを経た後、市長の承認を受け、はじめて処分又は担保に供することができることとされていますので、必ず処分等を行う前に、基本財産処分承認申請書を市長に提出してください。

### ２　承認を受けるべき事項

承認を受けるべき事項には、基本財産の取壊し、売却、交換、貸与等使用権の設定、運用財産への切替え等が該当します。

なお、上記に該当しても、次の場合は、承認の必要はありません。

① 社会福祉施設の改築にあたって老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合

② 施設の増築を行う場合で、財産処分の内容が境界となる壁の取壊し等にとどまり、建物の基本的な形状に変更がないと認められ、仮に修復するとしても多額の費用を要しないような場合

### ３　申請に必要な書類

(1) 提出書類

ア　基本財産処分承認申請書

イ　理事会（及び評議員会）議事録（写）

ウ　財産目録（処分前直近のもの：作成済みのもので最新のもの）

エ　その他必要な書類

（例１）～（例３）を参考にしてください。

(2) 提出部数

**正本１ 部、副本１部**

（例１）施設の敷地の一部を道路用地として、市に売却する場合

ⅰ 土地の登記事項証明書及び図面（処分物件（部分）を明示のこと。）

ⅱ 土地の価格評価書（市発行の固定資産評価証明書等）

ⅲ 売買仮契約書又は売買に係る協定書等（写）

ⅳ 売却代金の使途計画書（具体的に記載のこと。）

（例２）建物を取り壊す場合

ⅰ 建物の登記事項証明書及び図面（処分物件を明示のこと。）

ⅱ 取壊しに要する経費見積書及び財源を証する書類

（例３）現金を取り崩す場合

ⅰ 預金残高証明書

ⅱ 取り崩した現金の使途計画書（具体的に記載のこと。）

**基本財産処分承認申請に係る提出書類一覧**

（○印が必要な書類）

| 区　分<br>提出書類 | 不動産の売却等 | 建物の取り壊し | 現金の取り崩し | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 基本財産処分承認申請書 | ○ | ○ | ○ | |
| 議事録（写） | ○ | ○ | ○ | 理事会（及び評議員会） |
| 財産目録 | ○ | ○ | ○ | 処分前直近のもの |
| 定　款 | ○ | ○ | ○ | 全　文 |
| 不動産登記事項証明書 | ○ | ○ | － | 処分物件～3箇月以内のもの |
| 預金残高証明書 | － | － | ○ | 基本財産の残高証明書<br>預金通帳（写）添付 |
| 不動産の価格評価書 | ○ | － | － | 市町村等発行の評価書等 |
| 売買価格等を証する書類 | ○ | － | － | 売買（交換）仮契約書等 |
| 売却代金等の使途計画書 | ○ | － | ○ | 具体的に記載すること。 |
| 図　面 | ○ | ○ | － | 配置図、平面図等<br>（処分物件を色分けすること。） |
| 施設建設（改築）計画書 | ○ | ○ | － | 施設整備を伴う場合に添付 |

注）１　その他必要に応じて、追加書類の提出を求めることがあること。

２　（写）の提出については、原本の証明をすること。

### ４　処分後の手続

基本財産処分承認を受けた後、当該財産を処分した時点で、速やかに定款変更の手続きを行ってください。

## 第６節　基本財産担保提供承認申請

### １　概　説

基本財産の担保提供は処分と異なり、定款の変更を伴うものではありませんが、基本財産の経済的価値を減少させるものであり、処分の場合と同様に、理事会の議決等定款で定める手続きを経た後、事前に市長の承認を得ることが必要とされていますので、基本財産担保提供承認申請書を市長に提出してください。

なお、次の各号に掲げる場合に係る担保提供については、定款に海老名市長の承認を必要としない旨を定めていれば承認を得る必要はありません。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

### ２　担保提供が認められる範囲

承認に当たっては、担保提供の理由がやむを得ないものであり、当該内容が妥当なものでなければなりません。

なお、公益事業や収益事業に伴う債務、あるいは、理事長個人や理事長が経営する会社等の債務の担保等、当該法人の本来事業にあてられるものでない場合は、認められません。

また、担保提供には、具体的な必要性がなければなりませんので、根抵当権を設定することは認められません。

### ３ 申請に必要な書類

(1) 提出書類

ア 基本財産担保提供承認申請書

イ 理事会（及び評議員会）議事録（写）

ウ 財産目録（申請日直近のもの：作成済みのもので最新のもの）

エ その他必要な書類

次の具体例を参照のこと。

（例）施設整備資金の借入に当たり、施設の建物及びその敷地を担保に供する場合

＜資金計画＞

民間補助金、自己資金（一般会計経理区分建設積立金）及び民間金融機関からの借入金、借入金の償還財源は寄附金

ⅰ 担保に供する不動産の登記事項証明書

ⅱ 施設整備に係る資金計画書（収入及び支出の内訳）

ⅲ 補助金の決定（又は内定）通知（写）

ⅳ 前年度の一般会計の収支計算書及び貸借対照表（当該積立金の確実性の確認のため）

ⅴ 建築工事費及び設計監理費等の見積書

ⅵ 図面（配置図、平面図及び立面図）

ⅶ 借入金に係る金銭消費貸借契約書（又は内定通知）（写）

ⅷ 償還計画書

ⅸ 贈与契約書（写）（身分証明書及び印鑑登録証明書を添付）

ⅹ 資産申立書（所得証明書及び預金残高証明書等を添付）（贈与履行の確実性の確認のため）

オ 申請段階で他の負債がある場合は、当該他の負債の償還計画及び償還財源を明らかにする書類

(2) 提出部数

**正本１ 部、副本１部**

## 基本財産担保提供承認申請に係る提出書類一覧

（○印が必要な書類）

| 提出書類＼変更事項 | | 施設建設等及び不動産購入資金の借入 | 運営（運転）資金の借入 | 担保物件の変更 | 担保物件の変更(軽易なもの) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 基本財産担保提出承認申請書 | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 議事録（写） | | ○ | ○ | ○ | ○ | 当該申請に係る議案も添付 |
| 財産目録 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 直近の会計年度のもの |
| 担保に供する不動産の登記事項証明書 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 原本 |
| 資金計画書 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 借入金の使途についての計画書 |
| 資金計画関係書類 | 補助金、助成金の決定（内定）通知（写） | ○ | — | ○ | — | |
| | 自己資金の贈与契約書(写) | ○ | — | ○ | — | |
| | 身分証明書、印鑑登録証明書、残高証明書 | ○ | — | ○ | — | 原本 |
| | 法人本部会計などの決算書 | ○ | ○ | ○ | — | |
| | 借入金決定通知書(写)など | ○ | ○ | ○ | — | |
| 償還計画表 | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 償還財源関係 | 償還財源贈与契約書(写) | ○ | ○ | ○ | — | |
| | 身分証明書、印鑑登録証明書、所得証明書 | ○ | ○ | ○ | — | 原本 |
| | 各種補助要綱 | ○ | ○ | ○ | — | |
| 工事関係見積書、契約書（写）、領収書(写) | | ○ | — | ○ | — | |
| 売買関係見積書、契約書(写)、領収書(写) | | ○ | — | ○ | — | |
| 図　面 | | ○ | ○ | ○ | — | 図面、配置図（担保物件を色分けすること。） |
| 事業計画書 | | ○ | ○ | — | — | 借入金を事業等に充当する場合 |

※　いずれの書類も2部提出してください。(写)となっている書類については、原本証明が必要です。

## 第７節　理事長変更届

### １　概　説

理事長（法人の代表者の名称が理事長以外の場合は、当該名称に読み替えてください。）は、法人運営に中心的役割を果たすものであり、所轄庁としても、理事長の現状について把握する必要があるため、理事長が交替したときは、交替後、１箇月以内に、市長に届出してください。

なお、「届出」ですので、組合等登記令に基づく変更登記は、届出以前に行ってください。また、法人の代表者が複数選任されている場合は、各々について交代した場合に、届出が必要です。

### ２　届出に必要な書類

(1) 提出書類

ア　理事長変更届

イ　新理事長の選任に関する理事会（及び評議員会）議事録（写）

ウ　法人登記事項証明書（新理事長に関して登記済みのもの）

エ　新理事長の履歴書

オ　新理事長の身分証明書等（成年被後見人又は被保佐人でない旨を確認できるもので、本籍地の市（区）役所又は町村役場で交付するもの）

カ　施設整備などに際して借入金があり、かつ前理事長がその償還財源の全部若しくは一部を贈与することとなっている場合は、当該償還財源の確保の方法について明らかにする書類（理事会等において十分協議され、この点に関しても、議事録上、明確となっているもの）

(2) 提出部数

正本１部

# 第３章　社会福祉法人の解散と合併

## 第１節　概　説

解散及び合併は、社会福祉法人の消滅事由です。

解散とは、法人がその積極的活動を停止し、残務処理（清算）の過程に入り、清算法人となることです。

合併とは、２以上の法人が契約により１法人に合同することです。

合併には、合併の主体たる法人の全部が解散し、同時に合併により設立される新法人が事業及び財産を包括的に承継する新設合併と、合併の主体たる法人の一つが存続して、合併により解散する他の法人の事業及び財産を吸収する吸収合併の二種類があります。

なお、社会福祉法人は、他の社会福祉法人とだけ合併できるものであり、一般社団法人または一般財団法人、他の特別法人と合併することは認められません。

## 第２節　解　散

### １　解散の事由

社会福祉法人は、次のいずれかの事由により解散します（法第４６条第１項）。

(1) 理事の３分の２以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決

(2) 定款に定めた解散事由の発生

(3) 目的たる事業の成功の不能

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁の解散命令

なお、「成功の不能」は、社会福祉法人の目的としている社会福祉事業の経営が客観的に不可能となった場合ですが、「不能」には「法令上不能」と「事実上不能」との双方を含みます。

また、所轄庁は、社会福祉法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当な事由がないのに１年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができます（法第５６条第４項）。

### ２　解散の手続

#### (1) 解散の認可又は認定

上記の解散事由のうち、(1) 理事の３分の２以上の同意、評議員会の議決による場合は、

市長の認可が、(3) 目的たる事業の成功の不能による場合は、市長の認定がなければ、それぞれ効力は生じません。

なお、認可と認定という用語の使い分けをしているのは、理事等の自由意思を中心とする(1)の解散事由と、事業の不成功という客観的事実が当該法人の存続を不能とするものかどうかの程度の認定が基となる(3)とでは、解散事由の適否に関する審査に質的、量的差異があるからです。

また、合併による解散の場合には、合併について所轄庁の認可を受けるので、解散についての認可は不要です。

### (2) 解散の認可又は認定の申請手続

社会福祉法人が解散の認可又は認定を受けようとする場合は、必要書類を所轄庁に提出してください。

ア　提出書類

① 解散認可（認定）申請書

② 理由書

③ 法第４６条第１項第１号又は定款に定める手続（理事総数の３分の２以上の同意等）を経たことを証明する書類

④ 財産目録及び貸借対照表

⑤ 残余財産の処分方法

⑥ 負債ある場合は、この負債を証明する書類

イ　提出部数

**正本１部、副本１部**

### (3) 届出すべき場合

定款に定めた解散事由の発生、又は破産による解散の場合には、清算人は遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければなりません。

これは、前者の場合には法人設立認可の際に定款で定めた解散事由の妥当性が認められており、これらの事由の発生によって当然に法人が解散して清算法人に移行するものであることから、そこに所轄庁の認可の余地は全く存在しないので、届出だけをもって足りるとされております。

### (4) 解散の登記

上記の手続を済ませて法人が解散したときは、合併と破産の場合を除き、清算人が解散の登記をしなければなりません。解散の登記には、清算人の氏名、住所、解散の原因および解散年月日を記載してください。

なお、破産による解散の場合は、裁判所が解散の登記を嘱託することとなります。

また、合併により消滅する法人の解散の登記の申請は、合併後の存続法人又は新設法人の代表すべき者が、合併後の存続法人又は新設法人の主たる事務所を管轄する登記所を経由して、合併の登記申請と同時に行ってください。

## 第３節　清　算

解散の必然的結果として、当該社会福祉法人はその本来の活動を停止し、残務処理（清算）の過程に入ることとなります。

この清算目的のみにその活動を限定された法人が清算法人であり、その機関が清算人です。清算人は、清算法人において、いわゆる理事の地位に立つ機関であって清算の目的の範囲内において法人を代表し、清算事務を執行します。

なお、例外として、合併と破産による解散の場合があり、前者の場合には消滅する社会福祉法人の債権、債務はそのまま合併後設立される法人に引き継がれるので清算の必要はありませんが、後者の場合には、破産法（平成１６年法律第７５号）に従い、破産手続が進められます。

清算の手続

(1) 解散の登記及び届出
(2) 現務の結了
(3) 債権の取立及び債務の弁済
(4) 残余財産の引渡
(5) 清算結了の登記
(6) 清算結了の届出

## 第４節　合　併

### １　合併の手続

合併認可申請書は、理事総数の３分の２以上の同意及び定款でさらに評議員の議決を要するものと定められている場合にはその議決を経た上で、必要書類を所轄庁に提出してください。

(1) 提出書類

ア　合併認可申請書
イ　理由書
ウ　合併する法人について法第４９条第 1 項の手続（理事の３分の２以上の同意等）または定款に定める手続を経たことを証明する書類
エ　合併後存続する法人又は合併により設立する法人の定款
オ　合併する各法人に係る次の書類
　①　財産目録及び貸借対照表

② 合併する各法人に負債があるときは、その負債を証明する書類

カ 合併後存続する法人又は合併により設立する法人に係る次の書類

① 財産目録

② 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及び収支予算書

③ 役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書（合併後存続する法人については、引き続き役員となる者の就任承諾書を除く。）

④ 各役員となるべき者について、他の役員となるべき者のうちに、その者と婚姻関係又は三親等以内の親族関係がある者がいるときは、氏名及び続柄

キ 法第５２条の場合（新設合併）においては、設立の事務を行う者が同条の規定により選任された者であることを証明する書類

(2) 提出部数

**正本１部、副本１部**

## ２ 合併の時期

社会福祉法人の合併は、合併後存続する社会福祉法人又は合併によって設立する社会福祉法人の主たる事務所の所在地において登記することにより、その効力を生じます。

合併の登記には、合併後存続する社会福祉法人について変更の登記を行う場合（吸収合併）と合併によって設立する社会福祉法人について設立の登記を行う場合（設立合併）があります。

なお、この際、合併後の存続法人（吸収合併の場合）又は新設法人（設立合併の場合）を代表すべき者が、合併の登記の申請と同時に、合併により消滅する法人の解散の登記の申請をしなければなりません。

## ３ 合併の効果

合併後の存続法人又は新設法人は合併により消滅した法人の一切の権利義務を承継します（法第５３条）。

| 法令、通知 | 根拠 |
|---|---|
| 第１　社会福祉法人の行う事業 | |
| 社会福祉法人（以下「法人」という。）は社会福祉事業の主たる担い手として、法第２４条に規定する経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は次のようなものでなければならないこと。 | 審査基準第１ |
| なお、法人は、法第４条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有することから、その本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において、地域の様々な福祉需要に応える公益的取組（公益事業の実施のほか、低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む。）を積極的に実施することが求められるものであること。 | |
| １　社会福祉事業 | |
| (1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。 | 審査基準第１－１－(1) |
| (2) 社会福祉事業の経営は、法第３条、第４条及び第５条の趣旨を尊重し、法第６１条の事業経営の準則に合致するものであること。 | 審査基準第１－１ |
| (3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。 | 審査基準第１－１－(3) |
| (4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を、収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。 | 審査基準第１－１－(4) |
| (5) 法第２条第３項第９号に規定する「生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い必要性が薄らいでいるので、新規に行うことは抑制を図るものであること。<br>また、既にこの事業を行っている法人についても、当該事業の規模を拡充することは、地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図るものであること。<br>なお、当該法人にあっては、平成１３年７月２３日社援発第1276号社会援護局長通知「社会福祉法第２条第３項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に定める基準を厳格に遵守すること。また、この基準を遵守することが困難である場合には、医療法人等への切換えを検討すること。 | 審査基準第１－１－(5) |
| (6) 第二種社会福祉事業である、相談に応ずる事業のみをもって法人を設立することは、公的相談機関の整備充実の状況等を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分検討し、慎重に取り扱うものであること。 | 審査基準第１－１－(6) |
| (7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人を設立することは、社会福祉協議会制度の趣旨及び普及の状況等から、慎重に取り扱うものであること。 | 審査基準第１－１－(7) |
| (8) 市町村社会福祉協議会が法人となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。 | 審査要領第１－１－(1) |
| ア　法第１０９条第１項に規定する市町村社会福祉協議会（一の市町村の区域を単位とするものに限る。） | |

(ｱ 事業規模に応じた数の専任職員を有すること。 審査要領第１－１－(1)－ア

(ｲ 独立した事務所を有すること。この場合においては、原則として単独の部屋を有すべきであるが、特別の事情があるときは、室内の一区画でも差し支えないこと。 審査要領第１－１－(1)－イ

(ｳ 事業規模に応じた資産を有すること。 審査要領第１－１－(1)－ウ

(ｴ 当該市町村の区域において、社会福祉事業又は更生保護事業を経営するものの全部が参加することを原則とすること。 審査要領第１－１－(1)－エ

(ｵ 当該市町村の区域内において社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が多数参加していることが望ましいこと。 審査要領第１－１－(1)－オ

(ｶ 設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行っていること。 審査要領第１－１－(1)－カ

イ　市町村社会福祉協議会（二以上の市町村の区域を単位とするものに限る。）

(ｱ 二以上の市町村を単位として法人を設立することが、当該地域の社会福祉の推進に資すると認められること。 審査要領第１－１－(2)－ア

(ｲ 当該法人の設立単位の区域に含まれる各市町村の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加していること。 審査要領第１－１－(2)－イ

(ｳ (ｱ及び(ｲに定めるもののほか、アに掲げる各要件を満たすこと。この場合において、ア(ｴ及び(ｵを適用するに当たっては、「当該市町村」を「当該法人の設立単位の区域に含まれる市町村」と読み替えるものとする。 審査要領第１－１－(2)－ウ

(9) 社会福祉協議会の目的は、社会福祉を目的とする事業の健全な発達のために必要な事業及び社会福祉に関する事業への住民の参加の促進のために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることであるが、地域の実情に応じ、本来の目的を達成するために必要な事業を実施する上で支障を来さない場合には、通所施設の経営や、市町村等が設置した入所施設の受託経営を行っても差し支えないこと。 審査要領第１－１－(3)

(10) 地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を経営する事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。 審査要領第１－１－(4)

２　公益事業

(1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。 審査基準第１－２－(1)

(2) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。 審査基準第１－２－(3)

(3) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。 審査基準第１－２－(4)

(4) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。 審査基準第１－２－(5)

(5) 公益事業において剰余金が生じたときは、当該法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。 審査基準第１－２－(6)

(6) 次のような事業は公益事業であること。（社会福祉事業に該当するものを除く。）

ア　社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業　審査要領第１－２－(4)

イ　公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業　審査要領第１－２－(5)

なお、営利事業を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

ウ　介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業もしくは地域支援事業を市町村から受託して実施する事業又は老人保健法（昭和５７年法律第８０号）に規定する指定老人訪問看護を行う事業　審査要領第１－２－(2)

なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。

エ　有料老人ホームを経営する事業　審査要領第１－２－(3)

オ　必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業カ必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業　審査基準第２－２－(2)-ア　審査基準第２－２－(2)-イ

キ　入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業　審査基準第２－２－(2)-ウ

ク　日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業　審査基準第２－２－(2)-エ

ケ　入所施設からの退院・退所を支援する事業　審査基準第２－２－(2)-オ

コ　子育て支援に関する事業　審査基準第２－２－(2)-カ

サ　福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業　審査基準第２－２－(2)-キ

シ　ボランティアの育成に関する事業　審査基準第２－２－(2)-ク

ス　社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）　審査基準第２－２－(2)-ケ

セ　社会福祉に関する調査研究等　審査基準第２－２－(2)-コ

３　収益事業

(1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（政令第４条に掲げるものに限る。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。　審査基準第１－３－(1)

したがって、次のような場合はこれに該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても、収益事業として定款に記載する必要はないこと。 審査要領第１－３－(1)

ア　当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合 審査要領第１－３－(1)－ア

例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等

イ　たまたま、適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合 審査要領第１－３－(1)－イ

ウ　社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため、売店を経営する場合 審査要領第１－３－(1)－ウ

(2) 事業の種類については、法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものは、適当でないこと。したがって、次のような事業は、法人が行うことはできないこと。 審査基準第１－３－(2)

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）にいう風俗営業及び風俗関連営業 審査要領第１－３－(2)－ア

イ　高利な融資事業審査要領第１－３－(2)－イ

ウ　前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業 審査要領第１－３－(2)－ウ

(3) 法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第１３号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。 審査基準第１－３－(2)

(4) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業（政令第４条に掲げるものに限る。）の経営に充当すること。 審査基準第１－３－(3)

(5) 当該事業を行うことにより、当該法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。したがって、次のような場合は、認められないこと。 審査基準第１－３－(4)

ア　社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合 審査要領第１－３－(3)－ア

イ　社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合 審査要領第１－３－(3)－イ

(6) (2)及び(5)の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。 審査要領第１－３－(4)

なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸しビル、駐車場の経営、公共施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。

(7) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。 審査基準第１－３－(5)

(8) 母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第１４条に基づく資金の貸付を受けて行う、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令第２２４号）第６条第１項各号に掲げる事業については、(4)は適用されないものであること。 審査基準第１－３－(6)

第２　法人の資産

１　資産の所有等

(1) 原則　審査基準第２－１－(1)

社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

(2) 特例　審査基準第２－１－(2)

次の施設を設置する場合は、(1)にかかわらず、国の関係通知に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

ア　特別養護老人ホーム　審査基準第２－１－(2)-ア

イ　小規模障害者通所授産施設　審査基準第２－１－(2)-イ

ウ　身体障害者福祉ホーム（既設法人に限る。）　審査基準第２－１－(2)-ウ

エ　通所施設（既設法人に限る。）　審査基準第２－１－(2)-エ

オ　保育所を設置する場合（既設法人以外に限る。）　審査基準第２－１－(2)-オ

カ　構造改革特別区域において「サテライト型居住施設」又は「サテライト型障害者施設」を設置する場合　審査基準第２－１－(2)-カ

(3) 社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。　審査要領第２－(6)

(4) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。　審査要領第２－(7)

また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。

(5) 法人の設立及び社会福祉施設の整備等に際して、寄附金を予定している場合は、当該寄附金が履行されないと法人運営に著しく支障を来すことから、書面による贈与契約を締結すること。　審査要領第２－(1)

なお、書面による贈与契約については、契約書の写し並びに寄附予定者の印鑑登録証明書等を添付すること。　審査要領第２－(1)-ア

また、寄附予定者の所得能力、営業成績、資産状況等については、所得証明書、納税証明書、預金残高証明書、資産証明書等により明らかにすること。　審査要領第２－(1)-イ

(6) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源及びその他必要とされる経費について、寄附金を予定している場合も(5)と同様であること。　審査要領第２－(2)

また、個人からの寄附金については、年間所得から年間寄附額を控除した後の所得額が、社会通念上、その者の生活を維持できると認められる額を上回っていなければならないこと。

２　資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、運用財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。　審査基準第２－２

(1) 基本財産

ア　基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、市長の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。　審査基準第２－２－(1)－ア

ただし、社会福祉施設の改築に当たり、老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、市長の基本財産処分の承認は必要でないこと。　審査要領第２－(5)

イ　社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産（社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地）は、基本財産としなければならないこと。　審査基準第２－２－(1)－イ　審査要領第２－(4)

ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、１００万円（平成１３年１月４日以降に新たに設立される法人の場合には、１、０００万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。

ウ　社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に、設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として１億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。　審査基準第２－２－(1)－ウ

ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込まれる場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして市長が認める額の資産とすることができること。

エ　児童居宅介護等事業、母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は精神障害者居宅介護等事業（以下「居宅介護等事業」と総称する。）及び認知症対応型老人共同生活援助事業、知的障害者地域生活援助事業又は精神障害者地域生活援助事業（以下「地域・共同生活援助事業」という。）並びに介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、国の関係通知に定めるところにより取り扱うことができること。　審査基準第２－２－(1)－エ、オ、カ

オ　社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同共同募金会にあっては、３００万円以上に相当する資産を基本財産として有していなければならないこと。　審査基準第２－２－(1)－キ

ただし、市町村社会福祉協議会にあっては、３００万円と１０円に当該市町村の人口を乗じて得た額（１００万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

カ　イ、ウ、エ及びオ以外の財産であっても法人が重要と認める財産は、産は、基本財産として差し支えないこと。　審査基準第２－２－(1)－ク

(2) 運用財産

ア　基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産であること。　審査基準第２－２－(2)－ア

イ　運用財産の処分に当たっては、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。　審査基準第２－２－(2)－イ

ウ　法人を設立する場合にあっては、必要な資産として、運用財産のうちに当該法人の年間事業費の１２分の１以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。　審査要領第２－(3)

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）上の身体障害者居宅生活支援事業若しくは身体障害者更生施設、身体障害者療護施設若しくは身体障害者授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）を経営する事業、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）上の知的障害者居宅生活支援事業若しくは知的障害者更生施設、知的障害者授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）若しくは知的障害者通勤寮を経営する事業又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）上の児童居宅生活支援事業にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、１２分の２以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。

(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産　審査基準第２－２－(3)

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

３　資産の管理

(1) 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。　審査基準第２－３－(1)

ア　価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）

イ　客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）

ウ　減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）

エ　回収が困難になるおそれのある方法（融資）

(2) 基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）産）の管理運用にあたっても、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。　審査基準第２－３－(2)

なお、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用は認められるが、この場合においては、別紙定款準則第１５条第３項に準じて、定款に規定のうえ、株式に換えて保管することを理事会で議決しなければならないこと。

また、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

(3) 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。 審査基準第２-３-(3)

(4) 法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られること。

ア (2)に定める基本財産以外の資産の管理運用を行う場合。 審査要領第２-(8)-ア

また、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限られること。

イ 基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。 審査要領第２-(8)-イ

また、この場合には、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的は、社会福祉法人としての適切な活動等に影響を与えるものではないこと。 審査要領第２-(9)

ウ ア、イの場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、２分の１を超えてはならないこと。 審査要領第２-(10)

また、当該営利企業の全株式の２０％以上を保有している場合については、法第５９条の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。 審査要領第２-(11)

(ｱ 名称
(ｲ 事務所の所在地
(ｳ 資本金等
(ｴ 事業内容
(ｵ 役員の数及び代表者の氏名
(ｶ 従業員の数
(ｷ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
(ｸ 保有する理由
(ｹ 当該株式等の入手日
(ｺ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）

４ 残余財産の帰属

解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は法人に限ること。 審査基準第２-４

なお、定款で帰属者を定めない場合は、残余財産は国庫に帰属するものであること。

## 第３　法人の組織運営

### １　役　員

(1) 関係行政庁の職員が法人の役員となることは、法第６１条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。　審査基準第３－１－(1)

ただし、地方公共団体が設置した施設を受託経営する法人及び社会福祉事業団にあっては、この限りではないこと。　「社会福祉事業団等の設立会及び運営の基準について」(昭和46年7月16日社庶第121号)第１－５－(1)、(2)、第２－３

なお、社会福祉協議会にあっては、役員の総数の５分の１の範囲内で関係行政庁の職員が、その役員となっても差し支えないこと。　審査基準第３－１－(1)

(2) 実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは、適当でないこと。　審査基準第３－１－(2)

(3) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が、慣例的に理事長に就任したり、役員として参加したりすることは、適当でないこと。　審査基準第３－１－(3)

(4) 役員の任期は、法第３６条第２項により、２年を超えることはできないこと。　審査基準第３－６－(3)

また、任期満了前に次期役員を選任することが適当であるが、定款において役員の任期を２年未満と定めた場合には、任期満了の後であっても後任者が選任されるまでは、任期当初から２年までの間、前役員がなおその職務を行うこととして差し支えないこと。ただし、この場合にも速やかに次期役員を選任しなければならないこと。

(5) 役員の選任は、理事会において行うこと。定款準則第７条

なお、評議員会を設ける場合は、役員の選任は評議員会において行うことが適当であること。　審査基準第３－４－(3)

(6) 役員に欠員が生じた場合は、法人運営上支障が生じるので、速やかに補充を行うこと。　審査基準第３－６－(2)

### ２　理事及び理事会

(1) 理事は、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。　審査基準第３－２－(1)

また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。

(2) 理事長及びそれ以外の理事は、法人の自主的な経営機能の強化および内部牽制体制の確立の観点から、それぞれが代表権を有しても差し支えないものとするが、各理事と親族等の特殊の関係にある者（租税特別措置法施行令（昭和３２年政令第４３号）第２５条の１７第３項第１号に規定する親族等をいう。以下同じ。）のみが代表権を有する理事となることは適当でないこと。　審査基準第３－２－(2)

なお、代表権の制限を伴う場合は、組合等登記令（昭和３９年政令第２９号）に基づき、その内容を登記すること。

(3) 理事の定数は６人以上の確定数とすること。　審査基準第３－２－(3)　審査基準第３－６－(1)

(4) 各理事と親族等の特殊の関係のある者を、次の制限数を超えて選任しないこと。　審査基準第３－２－(4)　定款準則第５条備考(2)

（理事定数）　（制限する親族等の人数）

６名～　９名　　１名

１０名～１２名　　２名

１３名～　　３名

(5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者を、理事総数の３分の１を超えて選任しないこと。　審査基準第３－２－(5)

(6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。　審査基準第３－２－(6)

ア 「社会福祉事業について学識経験を有する者」とは、次のような者であること。

(ｱ 社会福祉に関する教育を行う者　審査要領第３－(1)－ア

(ｲ 社会福祉に関する研究を行う者　審査要領第３－(1)－イ

(ｳ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者　審査要領第３－(1)－ウ

(ｴ 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者　審査要領第３－(1)－エ

イ 「地域の福祉関係者」とは、次のような者であること。

(ｱ 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員　審査要領第３－(2)－ア

(ｲ 民生委員・児童委員　審査要領第３－(2)－イ

(ｳ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等　審査要領第３－(2)－ウ

(ｴ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者　審査要領第３－(2)－エ

(ｵ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員　審査要領第３－(2)－オ

(ｶ その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者　審査要領第３－(2)－オ

(7) 社会福祉施設を経営する法人にあっては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、原則として１人以上の施設長等が理事として参加すること。　審査基準第３－２－(7)

ただし、評議員会を設置していない法人にあっては、施設長その他の施設の職員である理事が理事総数の３分の１を超えてはならないこと。

なお、理事として１人以上参加することとされている施設長等は、施設の経営の実態を法人運営に反映させることができる者であれば、必ずしも施設長又は施設の職員に限られるものではないこと。　審査要領第３－(3)

(8) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。　審査基準第３－２－(8)

(9) 理事会を委任状出席で行うことは、適当でないこと。　定款準則第９条備考(2)、(3)

なお、理事会に出席できない理事について、書面による表決を認めるときは、この旨を定款上規定する必要があること。ただし、理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事がいることは適当でないこと。

(10) 理事会以外の機関をもって、議決機関とすることはできないこと。 法第39条

定款準則第９条第１項

３　監事

(1) 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の他の職務を兼任することはできないこと。 審査基準第３-３-(1)

(2) 監事の定数は、２名以上の確定数とすること。 審査基準第３-６-(1)

定款準則第５条備考(1)

(3) 監事のうち１人は、法人の財産状況等の監査を行うものであるから法第４４条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。 審査基準第３-３-(2)

また、監事が監査を行った場合には、監査報告書を作成の上、理事会及び評議員会に報告し、法人において保存すること。

(4) 監事のうち１人は、社会福祉事業について学識経験を有する者または地域の福祉関係者であること。 審査基準第３-３-(3)

(5) (4)の地域の福祉関係者には、第３－２－(6)－イ－(ｵ及び(ｶの者は含まれないこと。ただし、平成１９年４月１日時点において、現に第３－２－(6)－イ－(ｵ及び(ｶの要件で監事に就任している者は、任期終了まではなお従前の例によることとする。また、平成２０年３月３１日までに任期終了する者については、他に適任者がいない場合は、一回に限り再任することができること。 審査要領第３-(2)

(6) 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。 審査基準第３-３-(4)

(7) 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。 審査基準第３-３-(5)

(8) 財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であること。 審査基準第３-５-(1)

(9) 監事は、理事の業務執行の状況又は法人の財産の状況について監査した結果、不整な点があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告するとともに、市長に報告すること。 法第40条第３号

４　評議員及び評議員会

(1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。 査基準第３-４-(1)

① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置置をとる社会福祉事業

② 保育所を経営する事業（保育所を経営する事業と併せて行う、児童福祉法第３４条の１１の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第３４条の１２の規定に基づく一時預かり事業のいずれかまたは両方の事業を含む。）

③ 介護保険事業

なお、「介護保険事業」とは、介護保険法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスの事業、同法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービスの事業、同法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第４８条第１項に規定する指定施設サービス等の事業、同法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスの事 審査要領第３-(4)

業、同法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業及び同法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援の事業であること。

(2) 評議員会を設置した場合には、原則として、これを諮問機関とし、法人の業務の決定に当たり重要な事項について、理事会での決定に先立ち評議員会の意見を聴くことが必要であること。

審査基準第３－４－(2)

なお、「理事会での決定に先立ち評議員会の意見を聴くことが必要である」とは評議員会の諮問機関としての位置付けを明確にしたものであること。

審査要領第３－(5)

また、事前に意見を聴くことを不要とする一定の場合とは、必ずしも災害時に限られるものではなく、緊急に法人としての意思決定をする必要がある場合等、理事会として当該法人の運営上あらかじめ評議員会の意見を聴くことが著しく困難であると認められる場合であり、この場合は事後に意見を聴くことで差し支えないこと。

(3) 評議員会を設ける場合にあっては、評議員の定数は、法第４２条第２項により理事の定数の２倍を超える確定数とすること。

定款準則第12条備考１（評議員会）の条備考(2)

(4) 評議員は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

定款準則第12条備考１（評議員の資格等）の条第１項

(5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者を、評議員総数の３分の１を超えて選任しないこと。

審査基準第３－４－(4)

(6) 各評議員と親族等特殊の関係があるものを、評議員の定数に応じ２(4)の制限数を超えて選任しないこと。

定款準則第12条備考１（評議員の資格等）の条備考

(7) 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表を加えること。また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。

審査基準第３－４－(5)

(8) 社会福祉協議会にあっては、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を評議員として加えること。

審査基準第３－４－(6)

５　その他

(1) 施設長は、法令等に定める資格を有し、施設を適正に管理、運営できる能力を有する者であること。

「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」（昭和47年５月17日社庶第83号）

(2) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に関係のある施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。

審査基準第３－６－(4)

(3) 法人の業務及び財務等に関する情報については、法第４４条第４項の規定に基づき閲覧に供するとともに、法人の広報やインターネットを活用するなどにより自主的に開示すること。

審査基準第３－５－(2)

また、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましいこと。

(4) 法人は、法第８２条に基づきその提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情を適切に解決するように努めなければならないこと。また、苦情の解決を図るため、関係指針等に基づき、苦情解決体制の整備を図ること。

法第82条
「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年６月７日付け社会・援護局長等連名通知）

(5) 勤務実態に即して支給することとされている役員報酬については、当該法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員はその対象となるものであり、それらの役員に対しては必ずしも一般職員と同様な勤務体制を求めるものではないこと。

審査要領第３-(6)

## 第４　法人の認可申請等の手続

### １　所轄庁

(1) 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を越えないもの及び法第１０９条第２項に規定する地区協議会である社会福祉法人の所轄庁は、当該市の長となること。

法第30条第１項第１号

(2) 社会福祉法人が、２以上の都道府県において事業を行う場合の所轄庁は、厚生労働大臣となること。ただし、その場合においても、一の地方厚生局の管轄区域内に収まる場合には、法人本部の所在地を管轄区域とする地方厚生局長が所轄庁となる。

省令第13条

### ２　認可申請の手続

(1) 定款変更認可及び社会福祉法人定款準則第１４条による基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を受けること。

審査基準第５-(2)

(2) 補助金を受けて社会福祉施設を設置する法人の設立は、当該補助金の交付が確実になった後でなければ認められないこと。

　また、当該施設の認可又は設置の届出は、当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。

審査基準第４-３-(1)

(3) 設立代表者又は法人代表者への就任を予定している者が既に別の法人の代表者である場合は、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

審査基準第４-３-(2)

(4) 法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的事業に試行的に取り組む場合、一時的な剰余金を用いて短期の公益事業に取り組む場合などには、当該公益事業の特性に応じて事業計画等の審査を弾力的に行うこと。

審査基準第５-(4)

第５　その他

省令第９条の規定による現況報告書については、所定の期間内に提出すること。

審査基準第５-(5)

○ 法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）
○ 政令：社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）
○ 省令：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
○ 審査基準：「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月１日付け社会・援護局長等連名通知）別紙１
○ 定款準則：「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月１日付け社会・援護局長等連名通知）別紙２
○ 審査要領：「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月１日付け社会・援護局企画課長等連名通知）別紙

# 社会福祉法人定款準則

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（ロ）身体障害者療護施設の経営

（ハ）知的障害者更生施設の経営

（ニ）障害者支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業の経営

（ロ）老人介護支援センターの経営

（ハ）保育所の経営

（ニ）精神障害者授産施設の経営

（ホ）障害福祉サービス事業の経営

（ヘ）相談支援事業の経営

（ト）移動支援事業の経営

（チ）地域活動支援センターの経営

（リ）福祉ホームの経営

（備考）

（１）具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体現するものとすること。

（２）児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとすること。

（３）上記記載は、あくまで一例であるので、（１）、（２）を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

（４）市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、○○市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

（１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（３）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（４）（１）から（３）までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（５）地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）

（６）共同募金事業への協力

（７）居宅介護等事業の経営

（８）身体障害者福祉センターの経営

（９）福祉サービス利用援助事業

(10) 障害福祉サービス事業の経営

(11) 相談支援事業の経営

(12) その他本会の目的達成のため必要な事業

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人○○福祉会という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を○○県○○市○○丁目○○番に置く。

２　前項のほか、従たる事務所を○○県○○市○○丁目○○番に置く。

## 第２章　役員及び職員

（役員の定数）

第５条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事○○名

（２）監事○○名

２　理事のうち１名は、理事の互選により、理事長となる。

３　理事長は、この法人を代表する。

４　役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに○名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

（備考）

（１）理事の定数は、６名以上とすること。
　　監事の定数は、２名以上とすること。

（２）第四項の親族等の人数は、理事の定数に応じて次のとおりとすること。

| 理事定数 | 親族等の人数 |
|---|---|
| ６名～９名 | １名 |
| １０名～１２名 | ２名 |
| １３名～ | ３名 |

（３）理事長又は理事に総裁、会長という名称を与えることは差し支えないこと。

（４）常務理事を置くときは、理事長、常務理事及び平理事の職務権限を明確にすること。

（５）理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載にすること。

（役員の任期）

第６条　役員の任期は２年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は再任されることができる。

３　理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

（備考）

「役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。」という規定を定款に記載するのは、定款において役員の任期を２年未満と定めた場合に限るものとし、この場合には任期終了から就任後２年までの間に限り、引き続き前役員がその職務を行うことができること。

（役員の選任等）

第７条　理事は、理事総数の３分の２以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

２　監事は、理事会において選任する。

３　監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

（備考）

評議員会を設ける場合には、理事や監事の選任も評議員会において行うこととすることが適当であること。

（役員報酬等）

第８条　役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

２　役員には費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（理事会）

第九条　この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

２　理事会は、理事長がこれを招集する。

３　理事長は、理事総数の３分の１以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から１週間以内にこれを招集しなければならない。

４　理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

５　理事会は、理事総数の３分の２以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

６　理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

７　理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

８　議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

（備考）

（１）「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

①　「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

（注）理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

②　職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。

③　債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

（注）当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

④　設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

（注）当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑤　建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。

ア　日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ　施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ　緊急を要する物品の購入等

（注１）理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

（注２）当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑥　基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

（注１）理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

（注２）当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑦　損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

（注１）理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

（注２）当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑧　予算上の予備費の支出

⑨　入所者・利用者の日常の処遇に関すること。

⑩　入所者の預り金の日常の管理に関すること。

⑪　寄附金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

（注）寄附金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

（２）理事会に出席できない理事が、その議決権を他の理事に委任することができる旨の規定を設けることは認められないこと。

（３）理事会に出席できない理事について、書面による表決を認めるときは、第五項の次に次の一項を加えること。

６　<u>前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。</u>

（４）議長の議決権については、第六項の規定により、可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意すること。

（５）理事に建設請負業者や物品納入業者等が加わっている法人が建設工事請負や物品納入等の契約を行おうとする場合には、当該理事は特別の利害関係を有することとなるので、当該契約の入札価格の決定や業者選定等に係る議事の議決には加わることができないこと。

（理事長の職務の代理）

第１０条　理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

２　理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

（監事による監査）

第１１条　監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

２　監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び〔所轄庁〕に報告するものとする。

３　監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

（備考）評議員会を設ける場合には、評議員会に対しても監査結果を報告し、かつ意見を述べることとすることが適当であること。

（職員）

第１２条　この法人に、職員若干名を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

３　施設長以外の職員は、理事長が任免する。

（備考１）

評議員会を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第　○　章　　評議員及び評議員会

（評議員会）

第○条　評議員会は、○○名の評議員をもって組織する。

２　評議員会は、理事長が招集する。

３　理事長は、評議員総数の３分の１以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。

４　評議員会に議長を置く。

５　議長は、その都度評議員の互選で定める。

６　評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

７　評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

８　評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

９　議長及び評議員会において選任した評議員２名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10　評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

（備考）

（１）次に掲げる事業のみを行う法人以外の法人は、評議員会を設けること。

①　都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業

②　保育所を経営する事業（保育所を経営する事業と併せて行う、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の１０の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第３４条の１１の規定に基づく一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む）

③　介護保険事業

（２）評議員の定数は、理事定数の二倍を超える数とすること。

（３）議長の議決権については、第七項の規定により、可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意すること。

（評議員会の権限）

第○条　評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

（１）予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

（２）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

（３）定款の変更

（４）合併

（５）解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）

（６）解散した場合における残余財産の帰属者の選定

（７）その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

２　理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

（備考）

「原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない」とは、一定の場合においては事前に意見を聴くことを不要とするものである。ここにおける「一定の場合」とは、災害時等緊急に法人としての意思決定をする必要がある場合等、理事会として当該法人の運営上あらかじめ評議員会の意見を聴くことが著しく困難であると認められる場合である。

（同前）
第○条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の資格等）
第○条　評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。
２　評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が○名を超えて含まれてはならない。

（備考）
第２項の親族等の人数は、評議員の定数に応じて第五条の（備考）の（２）と同様とすること。

（評議員の任期）
第○条　評議員の任期は２年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　評議員は、再任されることができる。
（備考２）
社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第　○　章　　会員

（会員）
第○条　この法人に会員を置く。
２　会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
３　会員に関する規程は、別に定める。

第３章　資産及び会計

（資産の区分）
第１３条　この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平屋建○○保育園園舎一棟（○○平方メ

ートル）
（２）○○県○○市○丁目○○番所在の保育園敷地（○○平方メートル）
３　運用財産は、基本財産以外の財産とする。
４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（備考）
公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

（資産の区分）
第１３条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。
２　本文第２項に同じ。
３　運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。
４　公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第○条に掲げる公益を目的とする事業及び第○条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。
５　本文第４項に同じ。

（基本財産の処分）
第１４条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。
(1)　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
(2)　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第１５条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第２項の次に次の一項を加える。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（特別会計）

第１６条　この法人は、特別会計を設けることができる。

（備考）

公益事業又は収益事業を行う場合には、必ず当該事業に関する会計は、事業ごとに特別会計としなければならないこと。

（予算）

第１７条　この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（決算）

第１８条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

２　前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

３　会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

（備考）

法人の業務及び財務等に関する情報については、一般に対しても、会報への掲載のほか、新聞等への広告、法人事務所における閲覧、インターネット上での公開等の方法により自主的に公表することが適当であること。また、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。

（会計年度）
第１９条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第２０条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（備考）
法人の会計の処理については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成１２年２月１７日社援第３１０号）に準拠して定めること。

（臨機の措置）
第２１条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

（備考１）
公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第　○　章　　公益を目的とする事業

（種別）
第○条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
（１）　○○の事業
（２）　○○の事業
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。
（注１）具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。
（注２）上記記載は、あくまで一例であるので、（注１）を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
（注３）公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

（剰余金が出た場合の処分）
第○条　前項の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

（備考２）
収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第　○　章　　収益を目的とする事業

（種別）
第○条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、次の事業を行う。
（１）　○○の事業
（２）　○○の事業
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（備考）
事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

（収益の処分）
第○条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号）第４条及び平成１４年厚生労働省告示第２８３号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

（備考）
母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第１４条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和３９年政令第２２４号）第６条第１項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第四章　解散及び合併

（解散）
第２２条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第２３条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の３分の２以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

（合併）
第２４条　合併しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、〔所轄庁〕の認可を受けなければならない。

第５章　定款の変更

（定款の変更）
第２５条　この定款を変更しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第４３条第１項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第６章　公告の方法その他

（公告の方法）
第２６条　この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

（備考）
公告の方法は、第２６条に規定する方法に加え、インターネットによる公開等の多様な手法を活用することが望ましい。なお、解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

（施行細則）
第２７条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則
この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。
理事長
理　事

〃
〃
〃
〃
監　事
〃

（注）準則中のアンダーラインの部分は、租税特別措置法第４０条の特例を受けようとする場合における国税庁長官の審査事項である。

## 社会福祉法人定款例について

例１：役員の選任を評議員会で行う場合

（役員の選任等）
第７条　理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。
２ 監事は、評議員会において選任する。
３ 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

例２：常務理事を選任する場合

（常務理事）
第○条　理事のうち１名を常務理事とする（ことができる）。
２ 常務理事は、理事会の同意を得て、理事長が指名する。
３ 常務理事は、理事長の命を受けて、この法人の業務を処理する。

例３：代表権を有する副理事長を選任する場合

（役員の定数）
第５条この法人には、次の役員を置く。
（１）理事○○名
（２）監事○○名
２ 理事の中から、理事長１名及び副理事長１名を理事の互選により選任する。
３ 理事長は、法人の業務を統括し、この法人を代表する。
４ 副理事長は、理事長を補佐して業務を執行し、この法人を代表する。
５ 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊な関係がある者が理事のうちに○名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。
（役員の任期）
第６条役員の任期は２年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
２ 役員は再任されることができる。
３ 理事長及び副理事長の任期は、理事として在任する期間とする。
第７条～第９条（略）
（理事長及び副理事長の職務の代理）
第10条理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、副理事長がその職務を代理する。
２ 理事長、副理事長ともに事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い、他の理事が、理事長、副理事長の職務を代理する。
３ 理事長又は副理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長又は副理事長の職務を代理する。

## 【Ｑ＆Ａ】

［質疑 1］

Ｑ－特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人が有料老人ホームを経営することは、公益事業として認められますか。

Ａ－老人福祉施設を経営する社会福祉法人が有料老人ホームを経営することは、一般に公益事業に該当するとされていますが、その有料老人ホームが一部の富裕な者しか利用できない場合は、公益事業とは認められません。

有料老人ホームの経営が公益事業と認められるためには、社会福祉法人の公共性等から考え、廉価で良質のサービスを提供することが必要です。

なお、社会福祉法人が営利を目的として有料老人ホームを経営することは、社会福祉法人が行う社会福祉事業の純粋性を損なうことから不適当です。

［質疑２］

Ｑ－社会福祉法人が公益事業を行うに際して、設備資金（若しくは運営資金）として多額の借入を行うことは認められますか。

Ａ－公益事業に係る多額の借入のため、社会福祉法人の本来事業である社会福祉事業の経営が危険にさらされる可能性がある場合には、当該借入は認められません。

なお、長期の運営資金の借入が必要である公益事業については、借入を行うこと自体、適当ではありません。

［質疑３］

Ｑ－社会福祉法人が、収益事業を始めるに際して設備資金（若しくは運転資金）として借入を行うことは適当ですか。

Ａ－社会福祉法人の本来事業である社会福祉事業に影響を与えるおそれがある場合は認められません。

［質疑４］

Ｑ－収益事業から生じた収益で、収益事業の規模を拡大するために設備投資等を行うことは認められますか。

Ａ－法第２６条第１項で、収益事業から生じた収益は社会福祉事業又は公益事業（法第２条第４項第４号に掲げる事業その他政令で定めるものに限る。）の経営に充てることとされています。

したがって、収益事業の事業規模拡大のための再投資は認められません。

［質疑５］
Ｑ－定款の目的事業に、法人が将来実施を予定している事業を記載することは認められますか。
Ａ－将来実施する予定の事業については、必要な要件を具備し、着実な事業計画のもとに確実に事業を行い得る段階に至った時点で、定款変更認可申請を行い、その法人の事業に当該事業を加えるべきであり、予定の段階では、これを目的事業に記載することは認められません。
定款の目的事業に記載される事業は、当該事業が、社会福祉事業であるか否かを問わず、その事業の裏付けとなる資産を備えることを要し、事業計画、収支予算等と一体となり、かつ、法令等で定められた必要な要件を具備していなければなりません。

［質疑６］
Ｑ－社会福祉協議会において、給食サービス、入浴サービス等を実施（市町村からの受託事業として実施する場合を含む。）する場合、これらの事業を目的事業に明記する必要がありますか。
Ａ－社会福祉法人は、定款の目的事業に記載されていない事業は実施できないものであり、社会福祉協議会が実施する給食サービス、入浴サービス等についても、当該事業が相応の規模を有し、かつ、継続的に実施する計画であれば、定款の目的事業に明記することが必要となります。
なお、その事業規模が極めて小規模であり、かつ、実施期間が長期にわたらない予定である場合には、「その他本会の目的達成のために必要な事業」の号で読み取ることとなります。

［質疑７］
Ｑ－社会福祉法人の基本財産又は運用財産を公益事業又は収益事業に使用することは認められますか。
Ａ－公益事業又は収益事業に関する会計は、社会福祉事業に関する会計と明確に区分しなければならず、このことは金銭の流れだけに限らず、公益事業又は収益事業に供する不動産及び動産についても同様です。
したがって、法人の基本財産若しくは運用財産を公益事業又は収益事業のために使用することは認められません（事業規模が小さい公益事業で、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない場合を除く）。

［質疑８］
Ｑ－社会福祉事業を行うのに必要な不動産について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合において、その事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定しなければならないとされていますが、この場合必ず登記しなければなりませんか。
Ａ－事業の継続性、安定性等を確保する観点から、施設が存続していく将来にわたって当該不動産の売買、相続などによって権利が移転する事態が皆無とは言えませんので地上権又は賃借権の登記は必ず行ってください。

［質疑９］
Ｑ－現在、社会福祉事業を行うのに必要な不動産について、国又は地方公共団体以外の者から賃借していますが、登記は行っていません。この場合も賃借権の登記を行う必要がありますか。
Ａ－現在賃借しているもの（未登記）についても、登記しなければなりませんので、所有権者と十分協議してください。
なお、賃借料の支払財源が、理事長等の寄附によることになっている場合は、その期間が相当長期間に及ぶことから、寄附の継続性等その確実性について慎重に判断する必要があります。

［質疑１０］
Ｑ－社会福祉施設を経営しない社会福祉法人を設立する場合（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）には、基本財産として原則１億円以上に相当する資産を有していなければならないとされていますが、この資産とは不動産でも認められますか。
Ａ－不動産は価値が大きく変動する可能性があり、設立後の収入を安定的に確保するという趣旨からは、現金の方が望ましいと考えられます。

［質疑１１］
Ｑ－残余財産を寄附者に帰属させる旨を定款で定めることは認められますか。
Ａ－そのような定款であれば、社会福祉法人の設立は認められませんし、定款の変更も認められません。
また、定款に違反して寄附者に帰属させることも認められません。

［質疑１２］
Ｑ－社会福祉法人の理事が地元で商店を経営していますが、地元に当該種別の商店が他にないため、当該商店と取引きを行っています。この場合、当該理事は理事として不適当ですか。（例：法人の経営する施設で用いる給食材料等を理事が経営する店から購入する場合）
Ａ－国の通知において、「当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者を、理事総数の３分の１を超えて選任しないこと。」とされておりますので、この場合、他の理事の状況等も含めて判断することとなり、一概に不適当とは言えません。
なお、実際に当該理事と取引きを行う場合は、社会常識に照らした上で妥当なものかを十分検討し、地域住民の誤解を招かないよう配慮する必要があります。
また、法人が理事の経営する営利企業と取引きを行う場合には、入札価格の決定、業者の選定等を理事会で協議及び議決する際に、当該理事の退場を求め、他の業者と同一の条件で入札等に参加させるなど、十分な配慮が必要です。
※ 定款準則第９条第７項及び同条（備考）⑸により、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができないこととされています。

［質疑１３］

Ｑ－定款準則第１０条第２項に「理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。」と規定されていますが、次の事項について見解を伺います。

１　この規定の具体的適用例

２　特別代理人の選任について、職務代理者と同様に理事長があらかじめ指名することはできないのか。

３　理事長から寄附を受けた場合、領収書を発行する際にも、特別代理人の名前で領収書を発行しなければならないのか。

Ａ－１　この規定の具体的適用例

⑴　利益相反行為

ア Ｂ法人の理事長Ａが所有する土地を同法人に売却する場合

イ Ｂ法人の理事長Ａが経営する商店から、同法人が物品を購入する場合

⑵　双方代理の例

Ｂ法人の理事長Ａが経営するＣ会社から、同法人が物品を購入する場合

Ａ－２　定款準則第１０条第１項において、「理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次理事長の職務を代理する」と規定されていますが、この趣旨は、理事長が病気等の理由により職務の執行ができなくなった場合に備えて、職務代理者をあらかじめ指名しておくものです。

したがって、定款準則第１０条第１項と第２項はその趣旨を異にしており、第２項の理事長の権限濫用から法人を保護するという趣旨からも、特別代理人については、理事長の指名ではなく、理事会で選任する必要があります。

Ａ－３　寄附金を受領した後、領収書を発行する行為は債務が履行された後の事実行為であり、かつ、利害の相反する行為でもないことから、特別代理人から領収書を発行する必要はないものと考えます。

［質疑１４］

Ｑ－法人が自己のため受ける登記とは、どのような登記ですか。

Ａ－法人が、不動産を取得し、又は施設を建設したことに伴う所有権の取得登記あるいは貸与を受けた不動産に係る地上権、賃借権等の設定登記があります。

［質疑１５］

Ｑ－「社会福祉事業の用に供する建物又は土地」には、「地域交流ホーム」、「職員住宅」、「車庫」、「倉庫」等は該当となりますか。

Ａ－１　「地域交流ホーム」は、社会福祉施設の入所者と地域住民等との交流を目的とした施設ですから、通常、施設の一部と解することができます。

Ａ－２　「職員住宅」については、施設の近くに所在し、施設職員のみが利用する場合に限り施設の一部と解することができます。

Ａ－３　「車庫」及び「倉庫」については、施設運営と密接に関連している場合に限り施設の一部と解することができます。

※ 一般的には、上記のように考えられますが、最終的には、税務署が判断します。

## 一般市への権限移譲に関するＱ＆Ａ

（問１）
改正後社会福祉法第３０条に「その行う事業が当該市の区域を越えないもの」とあるが、具体的にはどのように判断すればよいのか。

（答）
基本的な考え方としては、社会福祉施設経営を行う事業の場合、施設の所在地が当該市の区域内にあるか否かで判断する。それ以外の各種居宅介護等事業、相談事業等についても、これに準じ、事業所の所在地で判断されたい。

したがって、事業の範囲が当該市の区域を越えるというだけでは都道府県知事が所轄庁とはならず、施設や事業所が２以上の市町村の区域に所在している場合に都道府県知事が所轄庁となる。

ただし、社会福祉法第２条第３項第１３号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断されたい。

（問２）
日常生活自立支援事業で基幹的社会福祉協議会として複数の市町村区域を担当している社会福祉協議会の所轄庁は従来どおり都道府県知事となるのか。

（答）
市町村社会福祉協議会は、１つの市町村の区域内において事業を行われているが、日常生活自立支援事業における基幹的社会福祉協議会としての立場を有する場合は、複数市町村の区域を担当することとなる。このような場合においても、事業所が１つの市の区域にのみ所在するのであれば、当該所在地の市長が所轄庁となる。

（問３）
都道府県社会福祉協議会の所轄庁は従来どおり都道府県知事となるのか。

（答）
都道府県社会福祉協議会が行う事業として、社会福祉法第２条第３項第１３号に定める事業に該当する「市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整」があり、その事業の範囲が都道府県内全域に及ぶため、所轄庁は都道府県知事となる。

（問４）
改正後社会福祉法第３０条の「事業」とは、社会福祉事業を指すのか。

（答）
社会福祉事業のみならず、公益事業及び収益事業も含む。

（問５）
平成２５年４月以降、厚生労働大臣又は地方厚生局が所轄庁である社会福祉法人であって主たる事務所の所在地が一般市である社会福祉法人の定款変更申請はどのように行うのか。

（答）
従来どおり、社会福祉法第４３条第２項に基づき、当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣又は地方厚生局長に提出することとなる。

（問６）
保育所における分園や指定障害者支援施設等における従たる事業所を設置している場合の所轄庁の判断基準はどうなるのか。

（答）
分園及び従たる事業所は、本園及び主たる事業所と一体的に管理運営を行うものではあるが、それぞれ利用者が存在し、サービス拠点としての役割を果たすものである。
このため、分園及び従たる事業所の所在地が、本園及び主たる事業所の所在地と異なる市に存在する場合は、都道府県知事が所轄庁となる。

（問７）
一般市が設立した社会福祉事業団が、他市の設置した社会福祉施設の受託経営を行う場合、所轄庁の判断基準はどうなるのか。

（答）
「社会福祉法人の認可について（平成１２年１２月１日局長連名通知）」における社会福祉法人審査基準第４－１－（２）に定められているとおり、都道府県が設置する社会福祉事業団については、基本的な所轄庁の判断基準に関わらず、都道府県知事が所轄庁となる。
市の設置する社会福祉事業団についても、これに準じて判断することとし、所轄庁は当該事業団を設置した市長となる。

（問８）
平成２５年４月１日以降、市長が所轄庁となっている社会福祉法人において、他市から短期間の委託事業を受託し、委託先の市の区域内でも事業を実施する場合、その期間内に限って都道府県知事が所轄庁となるのか。

（答）
基本的に都道府県を所轄庁と考えるべきであるが、１年未満の短期の受託事業を行うに過ぎない場合は、事務負担を考慮し、所轄庁を都道府県とする変更を要しない。また、受託期間が未確定（１年を超える当分の間等）である場合等は、所轄庁は都道府県知事となる。

（問９）
　社会福祉法人において、複数の市において社会福祉施設を経営しており、一部施設が休止中の場合、所轄庁はどのように判断するのか。

（答）
　休止中の施設であっても、１つの施設と見なして判断することとなる。このため、休止中の施設を含めて、その経営する施設が２以上の市の区域に所在している場合には、都道府県知事が所轄庁となる。
　なお、事業を休止している事実があるときは、その措置について、法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は定款変更等の手続きを行わせることが必要である。

（問１０）
　現在、所轄庁が都道府県知事である社会福祉法人の定款に、例えば、「〇〇県知事の承認を受けなければならない」と規定されている場合、市への権限移譲に伴い、「〇〇市長の承認を受けなければならない」という定款変更は必要か。また、どの時点で変更するのか。

（答）
　「社会福祉法人の認可について（平成１２年１２月１日局長連名通知）」における社会福祉法人審査基準第４－１－（３）及び（４）に定められているとおり、事業拡大による定款変更認可申請書は、事業拡大に伴う変更後の所轄庁に提出することとされている。
　原則としては、これに準じて、所轄庁が変更となる社会福祉法人における当該規定の定款変更は、権限移譲後の市長に対して定款変更認可申請書を提出することとなる。
　また、定款変更認可申請書の提出にあたっては、理事総数の３分の２以上の同意を得て、市長の認可を受ける必要がある。当該申請書の提出時期としては、平成２５年４月１日以降速やかに行うことが必要であり、平成２４年度決算に係る理事会の認定（会計年度終了後２月以内）の際に、定款変更に係る理事の同意を得た上で、市長に対して当該申請書を提出することが望ましい。

（問１１）
　問１０のケースの場合、都道府県知事が今年度中に定款変更の認可を行うことは可能か。

（答）
　問１０の答のとおり、原則としては、市長が認可を行うこととなる。しかしながら、法人及び市長の事務負担を考慮し、今年度中に都道府県知事において、定款変更認可を決定しても差し支えない。また、その際には定款附則に下記のとおり経過措置規定を設けること。
（附則）
　第〇条及び第〇条の改正は、平成２５年４月１日から施行する。

（問１２）
社会福祉法人審査基準第４－２において、法人の設立認可の審査にあたっては、内部牽制を確保した庁内審査会を設置する旨の記載があるが、平成２５年４月以降に設立予定となる法人の場合はどのような取扱いとなるのか。

（答）
現在は、法人設立及び施設整備は共に都道府県の事務となる（※）が、平成２５年４月以降は法人設立が市、施設整備が都道府県となるため、都道府県が施設整備の国庫補助協議を行う場合、事前に市において設立の審査会を終えておく必要がある。
（※）「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成１３年７月２３日局長連名通知）」において、施設整備に係る国庫補助協議に当たっては、法人の設立認可の審査（庁内審査会等）を経ていることを条件とするもの、とされている。
こうした中で、平成２５年４月以降に設立が予定される法人について、今年度中に設立認可の審査を行う場合は、必要に応じて、権限移譲後の市担当部署を加えることや審査会の結果を報告するなど連携を図り、対応していただきたい。
また、平成２５年４月以降、市においては設立認可申請、都道府県においては法人設立を前提とした施設整備の国庫補助協議を受理した場合には、それぞれ情報交換を行うなど連携を図り、適正に審査されたい。なお、市の法人監査及び県の施設監査についても、市・県と日程等の調整をし、法人・施設に過度の負担感を与えないようご配慮願いたい。

（問１３）
平成２５年４月１日以降、市長が所轄庁となる社会福祉法人において、過去の設立や定款変更認可時の指導監査書類、現況報告書の取扱いはどうなるのか。

（答）
該当法人の関係書類については、都道府県知事において原本を保管し、直近の現況報告書や法人監査報告類（監査結果通知及び改善報告書）の写しを都道府県知事から市長へ移管していただきたい。ただし、市長から求めがあった場合にはその他必要な書類（過去の設立や定款変更認可時の書類等）を提供していただきたい。

（問１４）
権限移譲に伴い、市への財政措置はどうなるのか。

（答）
現在、都道府県、指定都市及び中核市が社会福祉法人に対して実施する指導監査に必要な旅費については、セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉法人指導監督事業）の国庫補助の対象としている。
このため、法人に対する指導監査の権限が一般市に移譲されることに伴い、当該事業の実施主体に一般市を含めるための概算要求をしたところ。

（問１５）
　現在、登録免許税法第４条第２項等に基づき、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するために不動産を取得した場合、都道府県知事等の証明を受けることにより、建物及び土地の所有権の取得登記の際の登録免許税が非課税となっている。
　今回の一般市への権限移譲に伴い、取扱いはどうなるのか。

（答）
　現在、登録免許税法施行規則第３条第１項第１号の規定に基づき、都道府県等（大都市特例において取扱っている指定都市・中核市も含む。）が証明事務を取扱っているが、今後も施設認可や監査等を都道府県等が実施することを踏まえ、引き続き都道府県等により証明事務を取扱うこととなる。
　一方、寄附金の税額控除の申請においては、租税特別措置法施行規則（昭和２３年大蔵省令第１５号）第１９条の１０の４第１０項第２号により、所轄庁が証明事務を行うこととされているため、一般市も取扱うこととなる。

**社会社会福祉法人運営の手引**

平成２５年４月発行

編集　海老名市保健福祉部福祉総務課
〒243-0492

海老名市勝瀬 175-1

電話 046-235-4820

fukushi-soumu@city.ebina.kanagawa.jp